

2025 年度
環境経営学会 研究報告大会/第 25 回定期総会

日本企業のサステナビリティ経営に
もの申す

研究報告論文(要旨)集

2025 年 5 月 24 日
対面式+オンライン開催

認定特定非営利活動法人 環境経営学会
(Sustainable Management Forum of Japan)
(日本学術会議 協力学術研究団体)

審議事項

1. 2024年度事業報告
2. 2025年度事業計画

報告事項

1. 2024年学会賞受賞者について

2024年学会賞受賞者表彰

【2025年度春季研究報告大会】

<一般公開プログラム> 13:05～15:30…………… 4

●基調講演 「そもそもサステナビリティ経営とは何か？」

環境経営学会 特別顧問 後藤 敏彦

●公開シンポジウム 「日本企業のサステナビリティ経営に対する危機感」

～サステナビリティ経営は開示ではない：開示大国日本にもの申す～

★危機感1（理事 片山 郁夫）サステナビリティ課題が経営者視点で捉えられていない！

★危機感2（理事 宮崎 智子）生物多様性・TNFDの取り組みが形式的で中身が無い！

★危機感3（理事 長谷川 浩司）TCFD開示作業ありきでなく、経営者の経営改革を！

ファシリテーター：理事 木村 則昭

総括（環境経営学会新会長）

●環境経営学会賞 受賞者講演

矢口 義教 『地域を支え、地域を守る責任経営—CSR・SDGs時代の中小企業経営と事業承継—』

中尾 悠利子 『AIによるESG評価—モデル構築と情報開示分析—』

<個別研究発表> 15:40～17:40…………… 70

401 教室

「福井県企業通勤時の公共交通利用の現状と今後の改善に向けて」 菊池 武晴（東京都市大学）

「学生の視点からグリーンウォッシュを考える」 LIU XIN（武蔵野大学 サステナビリティ学科）

「アパレル業界の環境問題解決に向けた学生主導型プロジェクト：環境配慮型衣料の導入と学内サーキュラーエコノミーへの展開」 野村 佐智代／野村ゼミ（創価大学経営学部）

「田舎館村田んぼアートに見るアート・イベントと地域活性化—地域ステークホルダーの協働に基づく地域おこし—」 矢口 義教（東北学院大学）

402 教室

「労働時間生産性と収益性の関係—日本における4業種の分析—」 平岡 秀福（創価大学経営学部）

「非財務的な企業価値の可視化 ～従業員インパクト～」 丸山 秀一（法政大学大学院公共政策研究科サステナビリティ学）

「サステナビリティ経営に向かうインテグリティの2層構造—官僚主義を打破した稲盛和夫の日本航空の事例を中心に—」 村瀬 次彦（法政大学大学院公共政策研究科サステナビリティ学専攻博士後期課程）

「中小建設業における外国人技術者活用～事例研究による持続可能な経営への取り組みと課題についての考察～」 早川 美由紀（株式会社真経営）

404 教室

「シンガポールにおける「環境ガバナンス」とサステナブル戦略 ―国家イニシアティブの視点から―」 中村みゆき（創価大学経営学部）

「小型竹バイオマス発電の燃料調達コストについての一考察」 金 浩（法政大学大学院公共政策研究科 サステナビリティ学専攻 D3）

「気候関連情報開示の日米欧企業比較分析」 竹原 正篤（法政大学人間環境学部）

「カーボン・クレジットの創成形態と会計基準の変遷～現状と課題～」 村井 秀樹（日本大学商学部）

閉会挨拶 17:40～17:50

当報告論文（要旨）集に掲載された論文等の著作権は執筆者に属します。本論文（要旨）もしくはその抜粋を複製使用される場合には、著作権者からの文書による事前の承諾が必要です。事前の承諾がない場合には、いかなる形式でもこれらの行為は認められません

基調講演

「そもそもサステナビリティ経営とは何か？」

後藤 敏彦

環境経営学会 特別顧問

<プロフィール>

後藤 敏彦

NPO 法人サステナビリティ日本フォーラム代表理事。NPO 法人日本サステナブル投資フォーラム理事・最高顧問、(一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン業務執行理事、(一社)レジリエンスジャパン推進協議会理事、(一社)環境パートナーシップ会議理事などを務める。環境省事業など複数の委員会の座長、委員を務めてきた。東京大学法学部卒、愛知県出身。

環境経営学会2025年春季大会

大会テーマ：

「日本企業のサステナビリティ経営にもの申す」

そもそもサステナビリティ経営とは何か

2025年5月24日(土曜日)

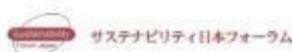
場所：武蔵野大学 有明キャンパス

主催：認定特定非営利活動法人環境経営学会

後藤 敏彦

環境経営学会特別顧問(元会長)

サステナビリティ日本フォーラム理事・特別顧問



1

I. 人類社会・企業を取り巻く

時代状況

II. 会社とは何か

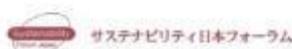
III. 情報開示を促す動き

IV. 問われているのは

コーポレートガバナンス

V. 問われているのは企業経営

VI. 環境経営学会への期待



2

I. 人類社会・企業を取り巻く時代状況

人類社会・企業を取り巻く時代背景 1. ⇒ 対応策としての ソフトロー・ハードロー

- ◆ **課題Ⅰ. 人間活動を起因とする気候危機・生物多様性毀損**
⇒ 法規制、情報開示の義務化・制度化
TCFD, TNFD, IFRS/ISSB, CSRD/ESRS etc. etc.
- ◆ **課題Ⅱ. グローバル化の光と影 20世紀後半～**
世界的に人権侵害や特に先進国での世紀末からの格差拡大
⇒ コーポレート・ガバナンス強化 etc.、人権に関する諸条約
や原則 (ビジネスと人権に関する国連GPや欧州のCS3D etc.)
- ◆ **課題Ⅲ. 各地での戦争、紛争、等々**
⇒ ??????

課題全般に対して

- ⇒ サステナビリティ全般に対する国連等の取組や金融の動員。
SDGs、ESG金融、インパクト投資etc.

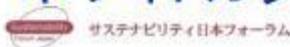
人類社会・企業を取り巻く時代背景 2.

◆ Pax Americanaの終焉(?)後の世界はどうなるのか?

- ・多極化? 無極化?、
- ・Globalizationの終焉?、再びInternationalization ?
- ・自由と平等、民主主義 という理念の行方は?

◆ AIの進展後の世界

今の職業の半数以上が消滅?
ホワイトカラーの消滅?



5

Global risks ranked by severity over the short and long term

Please estimate the likely impact (severity) of the following risks over a 2-year and 10-year period

- ・ミスインフォメーションとディスインフォメーション
- ・異常気象
- ・国家間武力紛争
- ・社会的分極化
- ・サイバー スパイ/紛争
- ・汚染
- ・不平等
- ・非自発的移民
- ・地経学的紛争
- ・人権/市民的自由の崩壊



- ・異常気象
- ・生物多様性と生態系崩壊
- ・地球システムの危機的変動
- ・自然資源不足
- ・ミスインフォメーションとディスインフォメーション
- ・AIテクノの負の結果
- ・不平等
- ・社会的分極化
- ・サイバー スパイ/紛争
- ・汚染

6

Global risks ranked by severity over the short and long term

Please estimate the likely impact (severity) of the following risks over a 2-year and 10-year period

- ・ミスインフォメーションとデイスインフォメーション
- ・異常気象
- ・社会的分極化
- ・サイバー不安全
- ・国家間武力紛争
- ・経済機会欠如
- ・インフレ
- ・非自発的移民
- ・不況
- ・汚染

Global risks ranked by severity over the short and long term

Please estimate the likely impact (severity) of the following risks over a 2-year and 10-year period

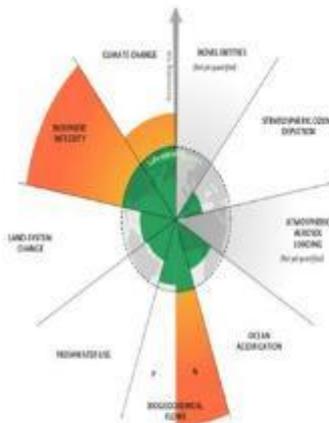


- ・異常気象
- ・地球システムの危機的変動
- ・生物多様性と生態系崩壊
- ・自然資源不足
- ・ミスインフォメーションとデイスインフォメーション
- ・テクノの負の結果
- ・非自発的移民
- ・サイバー不安全
- ・社会的分極化
- ・汚染

サステナビリティ日本フォーラム 出典 Global Risks Report 2024 WEF

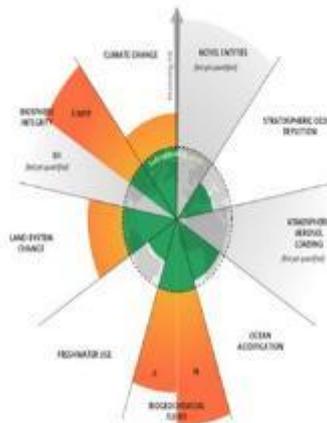
7

2009



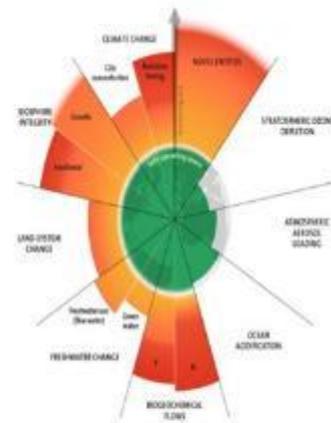
7 boundaries assessed,
3 crossed

2015



7 boundaries assessed,
4 crossed

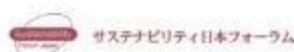
2023



9 boundaries assessed,
6 crossed

Post 公害 地球環境問題 世界の取組

- ◆ 1972 スtockホルム国連人間環境会議
- ◆ 1987 国連ブルント委員会報告
(Our common future)
- ◆ 1992 リオ 国連環境開発会議(UNCED)
気候変動枠組条約
生物多様性条約
リオ宣言 etc.
- ◆ 2002 ヨハネスブルグ WSSD
ヨハネスブルグ宣言
< <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiiko/kankyo/wssd/sengen.html> >
- ◆ 2012 リオ+20 The future we want.
- ◆ 2015 **国連 SDGs採択、国連 パリ協定採択**



9

環境・CSR 企業の取組

- ◆ 1990年代 環境 **第一の波**
- ◆ 環境憲章・環境マネジメント・システム・環境報告書
- ◆ 2000年代 CSR **第二の波**
CSR憲章・CSRマネジメント・CSR報告書(+環境報告書)
- ◆ 2010年代 **環境CSR(ESG)経営** **第三の波**
 - ・ ISO26000(2010) ・ GRI G4/スタンダード化(2013/2016)
 - ・ IIRC統合報告フレームワーク(2013) ・ EU非財務情報開示義務(2014)
 - ・ 金融庁チュワードシップ・コード(2014)
 - ・ 金融庁・東証コーポレートガバナンス・コード(2015)
- ◆ 2015年 **Paradigm shift** **第四の大波**
 - ・ FSB/TCFD最終報告書「勧告」(2017)
- ◆ 2020年～ **Covid-19 第四の大波への**
エネルギー追加(パラダイムシフトの加速)

10

取組んでは来たが悪化の一途？ 今、問われているのは

人類社会のサステナビリティ。

VUCAの時代、(Volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguity)

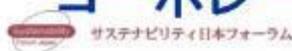
- ◆ 世界の取組

Globalization破綻(?)のあとの新しい秩序

- ◆ 企業の取組 **BAUはありえない。**

サステナビリティ経営

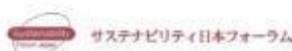
コーポレートガバナンス



11

Ⅱ. 会社とは何か

～企業の社会的責任～



12

「企業法人」

- ◆ 「法人」 多分、古代ローマ時代から
- ◆ **現代企業 (企業法人≒株式会社)**
**近代市民社会の基盤の上で、実質的には
19世紀半ば以降発展してきた。**
 - 1600年初め、英国・オランダ、東インド会社
 - 18世紀産業革命、産業資本主義の勃興
 - **19世紀、英国で株式会社の
裁判上合法化**
 - **1811年 NY州 準則主義的会社制度³**

株式会社の**有限責任制**の導入

- ◆ 英国東インド会社(特許会社)
当初 無限責任
- ◆ 1844 登記法、1855 有限責任法
1856 株式会社法(有限責任制)
⇒株式会社の大発展につながった。
**導入条件:目的の正当性(公共性)、
運営管理が適正に行われること。**
- ◆ 1862 統一会社法
- ◆ **日本 明治23年商法、32年(1899)商法⁴**

企業法人(≒株式会社)

- ◆「法人とは、本来はヒトではないのに、法律上ヒトとして扱われるモノである。」
- ◆ 会社の二階建て構造論 モノとしての会社：
株式所有者のモノ
ヒトとしての会社：ヒトであるから誰にも所有されない
経営者は法人との契約で会社運営。
株式所有者(株主)との契約ではなく、また、経営者は株主の代理人でもない。
(「経済学の宇宙」岩井克人著)

市民社会と法人

- ◆ 市民社会は、人権(自由権、平等権、生存権、私有財産権、etc.)を基盤に成立。
- ◆ 法人は「法」により「ヒト」としてみとめられた存在(法人法律主義)であり、
 1. 「ヒト」としての権利を享受するが、義務も負う。
 2. 法規制に従う義務。
例えば、取締役の善管義務(会社法330条「委任」)・忠実義務(会社法355条、法令・定款・株主総会決議の遵守義務)

世界人権宣言

第1条(抜粋)すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

第29条

1. **すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。**
2. すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
3. これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

注：ここにいう「義務」は「契約に伴う権利と義務」の「義務」ではないことに要注意(後藤による追加コメント)



サステナビリティ日本フォーラム

17

ISO 26000 SR : 7つの原則

- ◆ 4 社会的責任の原則
- ◆ 4.1 一般
- ◆ 4.2 **説明責任 (Accountability)**
- ◆ 4.3 **透明性 (Transparency)**
- ◆ 4.4 **倫理的な行動 (Ethical behaviour)**
- ◆ 4.5 **ステークホルダーの利害(関心)の尊重**
(Respect for Stakeholder interests)
- ◆ 4.6 **法の支配の尊重 (Respect for the rule of law)**
- ◆ 4.7 **国際行動規範の尊重**
(Respect for international norms of behaviour)
- ◆ 4.8 **人権の尊重 (Respect for human rights)**



サステナビリティ日本フォーラム

18

Ⅲ.情報開示を促す動き 金融の動員

Transforming、パラダイムシフト を金融の力で推進ESG金融 (投資・融資・保険)

義務化のトレンド
開示・公開・IR/広報
境界は流動的(ダイナミック)

環境・CSR情報公開の歴史

歴史

- 1990年代 環境報告書、
- 2000年代 CSR報告書
- 2010年代 環境・CSR・統合報告書
- 2020年代 有価証券報告での義務化

報告情報の変遷

- 過去情報 ⇒ 過去情報+将来情報(中長期情報)

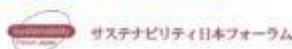
今～

- **非財務情報の財務情報化**
- **TCFD/ISSBのメインストリーム化(金融向け)**
- **マルチ・ステークホルダー向けの報告(CSRD)**

FSB TCFD

金融安定理事会
Financial Stability
Board

TCFD
気候関連
財務情報開示
タスクフォース
2017.6.29



日本語入手先サステナビリティ日本フォーラム
<https://www.sustainability-fj.org/>

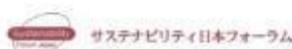


21

財務関連サステナビリティ開示の報告基準 体制



- * IASB : 国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)
- * SSBJ : サステナビリティ基準審議会 (Sustainability Standards Board of Japan)
- * ASBJ : 企業会計基準審議会 (Accounting Standards Board of Japan)



22

Figure 1. Dynamic materiality¹⁾

ダイナミック・マテリアリティ

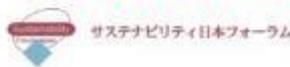


日本企業にとってCSRD/ESRS 対応の必要性

- ◆ 欧州に子会社をもつ企業にも原則的に適用される。
⇒域外適用
- ◆ 欧州企業と取引のある企業、特にサプライヤーは同様の取組を求められる。
- ◆ 欧州の機関投資家等が株主にいる場合、同様の取組開示を求められる。
- ◆ 欧州のVCの定義は基本的にIFRS/ISSBと同義であるが、開示義務化の内容はIFRS/ISSBを内包、より広範である。

金融の動員 さまざまな原則

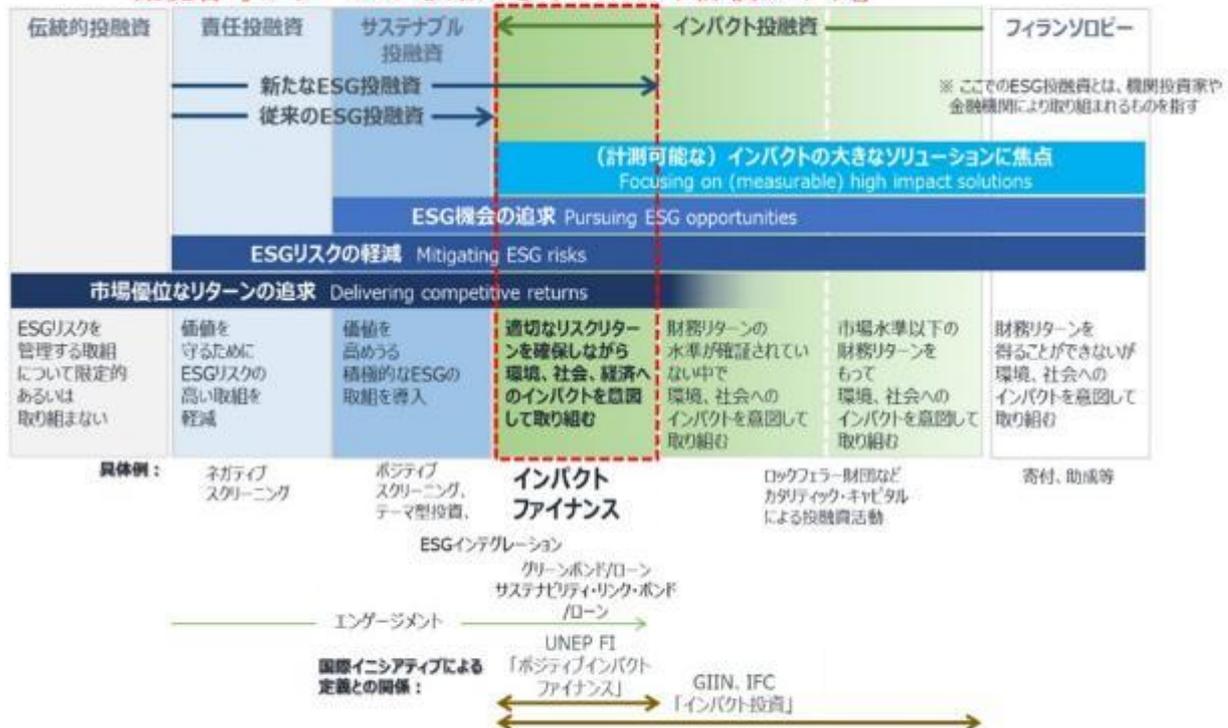
- ◆ **国連責任投資原則(UNPRI) 2006**
- ◆ 21世紀金融行動原則 環境省 2011
- ◆ EU会計指令改定 2014
- ◆ スチュワードシップ・コード 金融庁 2014
- ◆ **コーポレートガバナンス・コード 金融庁・東証 2015**
- ◆ **TCFD 2017**
- ◆ **責任銀行原則(PRB) 2019**
- ◆ **TNFD 2023.9 開示枠組 v1.0**



25

【図1 本文書における「インパクトファイナンス」】

出典 環境省『インパクトファイナンスの基本的考え方』
環境省『グリーンから始めるインパクト評価ガイド』



出所) Bridges Fund Management (2015). The Bridges Spectrum of Capital, p.3. を基に環境省・CSRデザイン環境投資顧問作成

Sustainable finance

The EU is examining how to integrate sustainability considerations into its financial policy framework

in order to mobilise finance for sustainable growth.



欧州

Brussels, 8.3.2018
COM(2018) 97 final

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018DC0097&from=EN>

COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE EUROPEAN COUNCIL, THE COUNCIL, THE EUROPEAN CENTRAL BANK, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS

Action Plan: Financing Sustainable Growth

Final Report 2018
by the High-Level Expert Group on Sustainable Finance
Secretariat provided by the European Commission

<https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/1801>

 31-sustainable-finance-final-report_en.pdf

27

アクションプラン 2018.3

Action 1: Establishing an EU classification system for sustainable activities

Action 2: Creating standards and labels for green financial products

Action 3: Fostering investment in sustainable projects

Action 4: Incorporating sustainability when providing financial advice

Action 5: Developing sustainability benchmarks

Action 6: Better integrating sustainability in ratings and market research

Action 7: Clarifying institutional investors' and asset managers' duties

Action 8: Incorporating sustainability in prudential requirements

Action 9: Strengthening sustainability disclosure and accounting rule-making

Action 10: Fostering sustainable corporate governance and attenuating short-termism in capital markets

 サステナビリティー日本フォーラム

28

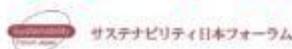
ウォッシュ(wash)の回避

◆ CSRDからの抜粋

(2)欧州議会と閣僚理事会による規則
(EU)2020/852(6)は、

**環境的に持続可能な経済活動の分類システム
(タクソミー)を作成した。**

その目的は、持続可能な投資を拡大し、持続可能であると不当に主張する金融商品の
グリーンウォッシングに対抗することである。



29

Green Claims Directive

2024/825

6.3.2024

DIRECTIVE (EU) 2024/825 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL

of 28 February 2024

amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and through better information

IV. 問われているのは コーポレートガバナンス

Governの原義＝舵取り

株式会社のコントロール

- ◆ 商法、会社法の強化
遅れがち。 各国でバラバラ。
- ◆ 20世紀後半 グローバリゼーション
グローバル企業 out of control(?)
- ◆ **コーポレートガバナンス原則**という
ソフトローの活用 (2つの視点)
 - ・株主の観点
 - ・経営層の責務の観点

コーポレートガバナンス原則

◆ 1990年代英国で初出

◆ **G20/OECD CG原則**

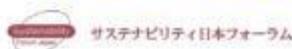
2023年改定

◆ 日本

日本では1991年に日経に用語が初出

2015 金融庁・東証 CGコード

(2021.6までに2度の改定)



33

改訂コーポレートガバナンス・コードの公表

<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20210611-01.html> その1

コーポレートガバナンス・コードの**改訂の主なポイント**は以下の通りです。

1. 取締役会の機能発揮

■ プライム市場上場企業において、独立社外取締役を3分の1以上選任

(必要な場合には、過半数の選任の検討を懇願)

■ 指名委員会・報酬委員会の設置(プライム市場上場企業は、独立社外取締役を委員会の過半数選任)

■ **経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル(知識・経験・能力)**

と、各取締役のスキルとの対応関係の公表

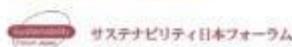
■ 他社での経営経験を有する経営人材の独立社外取締役への選任

2. 企業の中核人材における多様性の確保

■ 管理職における多様性の確保(女性・外国人・中途採用者の登用)につい

ての考え方と測定可能な自主目標の設定

■ 多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針をその実施状況とあわせて公表



34

3. サステナビリティを巡る課題への取組み

■プライム市場上場企業において、TCFD 又はそれ
と同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質
と量を充実 (後藤注、狭義のTCFD)

■サステナビリティについて基本的な方針を策定し
自社の取組みを開示 (後藤注、広義のTCFD)

4. 上記以外の主な課題

■プライム市場に上場する「子会社」において、独立社外取
締役を過半数選任又は利益相反管理のための委員会の設置

■プライム市場上場企業において、議決権電子行使プラット
フォーム利用と英文開示の促進



G20/OECDコーポレート
ガバナンス原則

G20/OECDコー
ポレートガバナ
ンス原則 2023
<https://www.oecd.org/corporate/g20-oecd-2023-f66b3a85-ja.htm>

 OECD

G20/OECDコーポレートガバナンス原則2023の抜粋 (訳語を後藤が一部修正)

- ◆ コーポレートガバナンスは、**会社を方向づけ、目標を設定し、その目標を達成し業績をモニターするための手段を決定する、仕組みとシステムを提供するものである。**
- ◆ 変化の激しい世界において競争力を維持し続けるためには、**会社は、新たな需要に対応し、新たなビジネス機会を確保できるように、自身のコーポレートガバナンス慣行を革新し、調整しなければならない。**(即ち運営を「委任」された経営層の責務)

- ◆ コーポレートガバナンスの枠組みにおける法律あるいは規制の要素は、柔軟性を備え、かつ個別企業の特殊性に対応する観点から、「**コンプライ・オア・エクスプレイン**」(遵守するか、そうでなければ説明する)に基づいた**コーポレートガバナンス・コード**のようなソフト・ローの要素によって有効に補完され得る。
- ◆ **(取締役の責任)**コーポレートガバナンスの枠組みにより、**会社の戦略的方向付け**、取締役会による経営陣の有効なモニタリング、取締役会の会社及び株主に対する説明責任が確保されるべきである。

- ◆ (VI. サステナビリティ及びレジリエンス)コーポレートガバナンスの枠組みは、会社のサステナビリティとレジリエンスに貢献する形で会社とその**投資家が**意思決定を行い、リスクをマネジメントするためのインセンティブを提供するべきである。
- ◆ VI.C.コーポレートガバナンスの枠組みは、**取締役会が**、ガバナンス慣行・開示・戦略・リスクマネジメント・内部管理システムについての検討・モニター・方向づけの重要な機能を果たす際、気候変動関連の物理リスク及び移行リスクを含む**サステナビリティに関するマテリアルなリスクと機会を適切に考慮する**よう確保すべきである。

V.問われているのは企業経営 ～サステナビリティ経営～

情報開示に先立ち必要なのは
企業自体のサステナビリティ取組
と発展戦略の一体化経営

大変革の必要性



Value chain management

バリューチェーンの定義(CSRD) ①

- ◆ 企業の**ビジネスモデル**と、その事業活動(operate)に関わる**外部環境の全領域**。
- ◆ バリューチェーンは、**構想から納入、消費、そして寿命の終わりまで**その製品・サービスの創出に企業が使用し依存する**活動・資源・関係性**を網羅している。

バリューチェーンの定義(CSRD) ②

該当する活動・資源・関係性は以下を含む:

- i. 人的資源などの、事業体の事業活動(operation)におけるそれら(活動・資源・関係性);
- ii. 原材料・サービス調達、製品・サービスの販売・流通などの、サプライ・マーケティング・流通チャンネルをめぐるそれら(活動・資源・関係性);
- iii. その事業体が事業活動(operate)している財務的・地理的・地政学的・法規制環境。

バリューチェーンは、企業の上下流のアクターを含む。事業体の上流アクター(即ち、サプライヤー)は、事業体の製品・サービスの開発に使用される製品もしくはサービスを提供する。事業体の下流組織等(即ち、流通、顧客)は、事業体から製品もしくはサービスを受け取る。

Annex 2 定義 **ビジネスモデル**

インプット(投入)をその活動を通してアウトプット(産出)とアウトカム (結果)に変換する事業体のシステムであって、その事業体組織の戦略的目的を完遂し、かつ短・中・長期にわたり価値を創出することを狙うもの。

バリューチェーン・マネジメント

- ◆ **第一歩 ⇒ ビジネスモデルの見直し**
現行のビジネスモデルで今後も発展を望めるのか
- ◆ **見直し後のビジネスモデル**
サステナビリティ課題は経営に組み込まれ、一体化されている。

サステナビリティ課題

これまで様々なガイドやスタンダードが作られ、
今も使われているし、今後も状況の変化と共に
新しい課題が発生してくるので、**その範囲は
流動的(ダイナミック)**である。

- * GRI スタンダード
- * ISO 26000 SR
- * TBL (Triple Bottom Line)
- * ESG
- * CSRS/ESRS, IFRS/ISSB etc. etc..

企業はSustainability課題に、 どう向き合い、どう発展していくか

◆ **Reactive(受け身的)**

ハートドローによる法規制やソフトローetc.にリアクティブに対応

◆ **Proactive(積極的)**

自社のありたい姿にプロアクティブに対応

⇒ VCM ⇒ パーパス、社是、発展戦略等々の実現

基礎は、倫理・哲学・歴史(観)・文化/文明への深い
認識、 etc. etc..

Innovation

- ◆ イノベーション ≠ 技術革新
- ◆ 技術革新 = Technological innovation (重要だが)
- ◆ 真のイノベーション = **創造的破壊・新結合**
Disruptive Innovation
- ◆ イノベーションのドライビング・フォース
「常識」と「非常識」の遭遇
Group Thinking の排除
トップダウンとミドルアップが必須
- ◆ パラダイム・チェンジに対するイノベーション
新しいビジネスモデルの創造

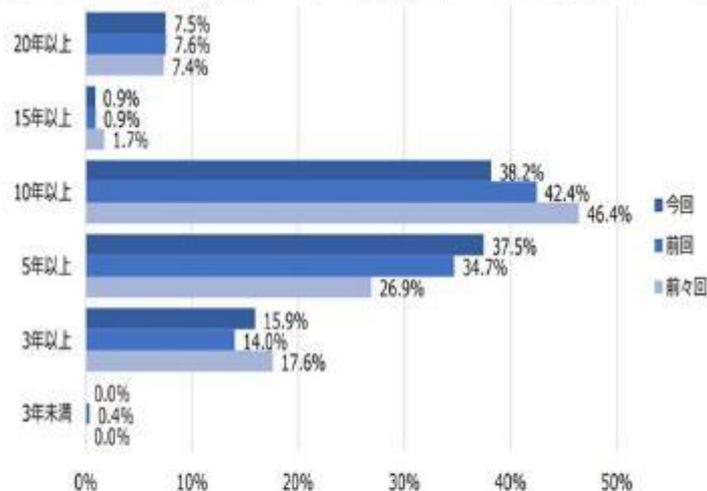
47

GPIFの調査

2024.5.

https://www.gpif.go.jp/esg-stw/20240524_stewardship_questionnaire_09.pdf

2-2: 示されている場合、長期ビジョンで想定されている年数をお教えてください。



※ 期間をレンジで示している回答についてはレンジの下限で集計。また、具体的な期間を示していないという趣旨の回答については集計対象外。今年の有効回答は571社。(前回は同542社)

VI. 環境経営学会への期待

問われている企業の取組、 「サステナビリティ経営」と 「コーポレートガバナンス」について

学会は以下の研究・提言に努めてほしい。

- ◆ 経営層はサステナビリティ課題をどうやってビジネスモデルと一体化させるのか。
(従来研究の延長＋**今後への提言**)
- ◆ Circular economy(循環型経済ではない)は「生産・流通・消費・廃棄システムの大変革」 **この研究と提言**
- ◆ AI時代(**ホワイトカラー消滅時代**)のビジネスオペレーションの在り方と「人」の役割 (採用から組織構造 etc.)。 **(これからの経営の在り方の研究と提言)**

等々

ご清聴ありがとうございました。

公開シンポジウム

「日本企業のサステナビリティ経営に対する危機感」

～サステナビリティ経営は開示ではない：開示大国日本にももの申す～

- ★危機感1（理事 片山 郁夫）サステナビリティ課題が経営者視点で捉えられていない！
 - ★危機感2（理事 宮崎 智子）生物多様性・TNFDの取り組みが形式的で中身が無い！
 - ★危機感3（理事 長谷川 浩司）TCFD開示作業ありきでなく、経営者の経営改革を！
- ファシリテーター：理事 木村 則昭

危機感 1 サステナビリティ課題を経営者視点 で捉えられていないのではないか？ —開示の先にある真の経営戦略へ—

2025年5月24日

 認定特定非営利活動法人 環境経営学会
 理事 片山郁夫

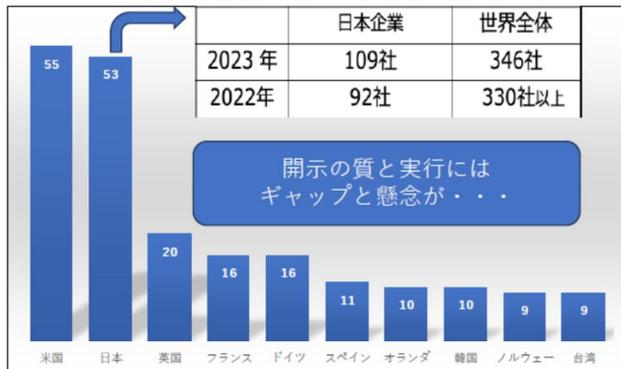
サステナビリティ開示の現状（ESG開示含む）と課題

統合報告書発行企業等数推移

 1017組織のうち上場企業は943社（92.7%）
 上場企業の3割弱が統合報告書を発行


出所 企業価値レボリューションラボ（2024），p.2

CDP評価Aリスト国別企業数



出所 金融審議会事務局参考資料（2021）CDPデータより筆者作成。

気候変動パフォーマンス(CCPI): 58位 / 63カ国

(JAPAN BEYOND GOAL, 2024.12.26)

SDGs達成度ランキング : 18位 / 167カ国

(朝日新聞SDGs ACTION, 2024.6.17)

**開示のための開示
になっていないか？**

問題提起

日本企業の経営者は、サステナビリティ課題を『戦略の中核』として捉えているか？



サステナビリティ経営は『開示』ではなく『経営そのもの』

- ・サステナビリティ課題は、環境(E)・社会(S)・ガバナンス(G)の観点から企業が取り組むべき課題の総称（ESGの3軸で捉える）
- ・開示は、企業の競争力を高めるための中核戦略

企業不祥事とサステナビリティの関係

不祥事の多くはサステナビリティ軽視の構造的課題の帰結

- ・環境（E）：データ改ざん、不正な廃棄物処理
- ・社会（S）：労働環境問題、ハラスメント、人権侵害
- ・ガバナンス（G）：経営層の不正、情報開示の遅れ、会計不正

鉄鋼メーカーA社	データ改ざん
自動車メーカーB社	無資格検査・会計不正
中古車販売会社C社	不正保険金請求
メディアグループD社	人権侵害



ESG（特にG）が機能していれば防げた不祥事が多いのでは？
不祥事の根底に「経営としての無関心」はないか？

開示の形骸化とサステナビリティ経営

『開示のための開示』から『経営に根差した開示』へ 長期視点が企業の持続可能性を決定づける

- ESGスコア至上主義からの脱却
- 生成AIによる開示内容の自動分析⇨企業比較が容易、“実質”の時代
- 開示情報の実態との乖離⇨企業の信頼性、レピュテーションに直結
- 情報開示と経営の意思決定の整合性
- 2025年3月,SSBJ基準が確定。表層的サステナビリティ経営はNG



- 形骸化の背景にある日本企業の意識構造、評価制度、経営姿勢
- SSBJ基準への対応は、形式的開示（説明責任）から経営戦略への統合が不可欠

サステナビリティ情報開示基準の動向（ESG開示含む）

- GRI、TCFD、CDP、SASB、TNFDなど、いわゆる“アルファベットスープ”と呼ばれ、開示基準が乱立
- 混乱を整理し、国際的な統一のためにISSB（国際サステナビリティ基準審議会）が設立（2023年基準策定）
- 日本でも、SSBJ（サステナビリティ基準委員会）が設立、2025年3月、開示基準の確定版公表
- 今後、上場企業中心に、SSBJ基準の情報開示が必須に

環境経営学会2025年春季研究報告大会
公開シンポジウム

危機感2 ネイチャーポジティブの実 現に向けて行動できてい ますか？

2025年5月24日
理事 宮崎 智子

数字で見るネイチャーポジティブ①

80/320 ↔ 29.4%

TNFDに基づいた開示
を2025年度までに開始
することを宣言した世
界46カ国のアーリーア
ダプター企業320社の
うち、4分の1にあたる
80社が日本企業

環境省が実施した調査
によると、生物多様性
の意味を知っていると
答えた割合は29.4%。

数字で見るネイチャーポジティブ②



109:346

2023年度
CDP Climate Aリスト企業数

36:101

2023年度
CDP Water Aリスト企業数

7:30

2023年度
CDP Forest Aリスト企業数

(出所：CDP)

数字で見るネイチャーポジティブ③



21/166

SDGs 達成度ランキング

「Sustainable Development Report」(持続可能な開発報告書) 2023年版

- 1位 フィンランド(1位)
- 2位 スウェーデン(3位)
- 3位 デンマーク(2位)
- 4位 ドイツ(6位)
- 6位 フランス(7位)
- 11位 英国(11位)
- 21位 日本(19位)
- 31位 韓国(27位)
- 39位 米国(41位)
- 63位 中国(56位)

SDG DASHBOARDS AND TRENDS



■ Major challenges ■ Significant challenges ■ Challenges remain ■ SDG achieved ● Information unavailable
↓ Decreasing → Stagnating ↗ Moderately improving ↑ On track or maintaining SDG achievement ● Information unavailable

17の目標ごとに評価された日本のSDGs達成状況。アイコンの背景色は、緑が「達成済み」、黄色が「課題が残る」、オレンジが「重要な課題がある」、赤が「深刻な課題がある」(出所：Sustainable Development Report 2023 p.290)

(出所：朝日新聞)

数字で見るネイチャーポジティブ④

44兆ドル

世界経済の自然への依存規模



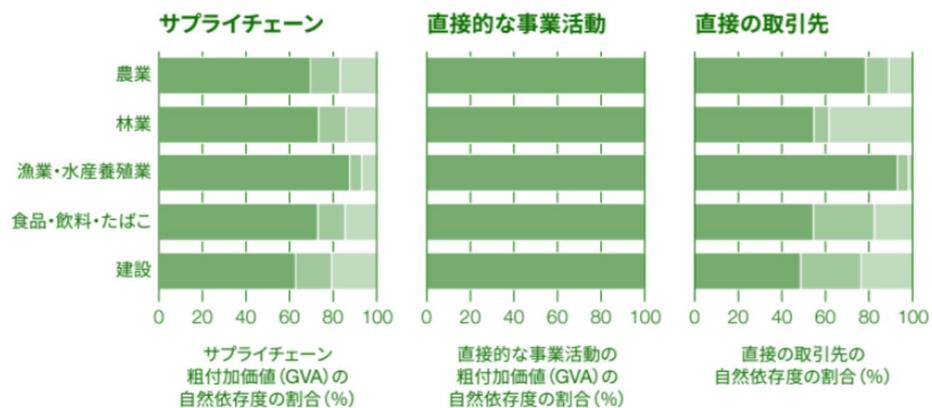
「潜在価格」を正しく評価すると、
自然への依存規模はより大きいものになる可能性がある

(出所：Accenture)

数字で見るネイチャーポジティブ⑤

5つの産業で直接的な事業活動による経済的価値の100%が自然に依存。5つの産業を合わせた経済的価値は13兆ドル超となり、世界のGDPの約12%を占める。

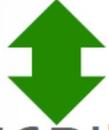
■ 高 ■ 中 ■ 低



(出所：PwC)

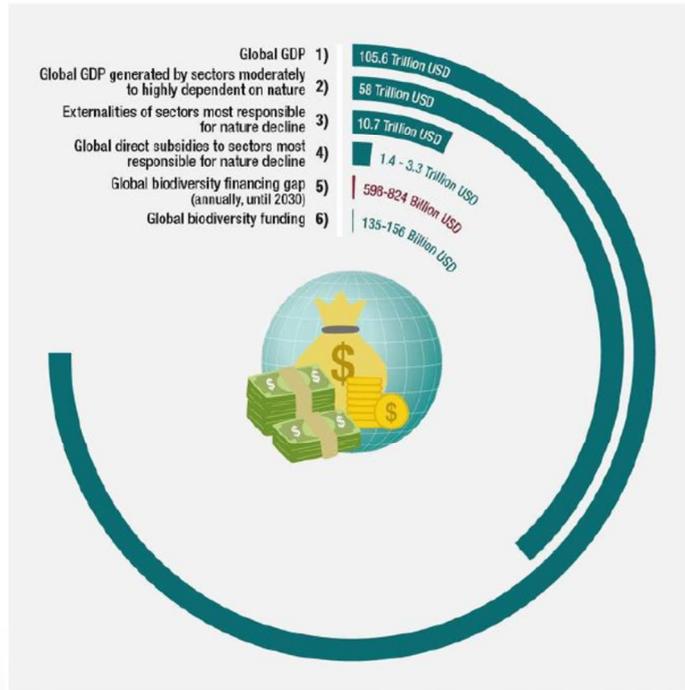
数字で見るネイチャーポジティブ⑥

\$ 58 Trillion



\$ 156 Billion

- 自然への依存度が高いセクターから発生するグローバルGDPは58兆ドル。
- グローバルの生物多様性への出資は1,560億ドル。

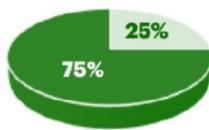


(出所：IPBES)

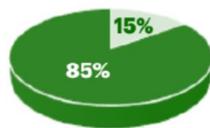
数字で見るネイチャーポジティブ⑦

産業活動による生態系への影響⁹⁾

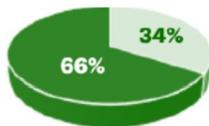
著しく改変された陸地



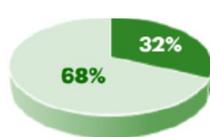
消失した湿地



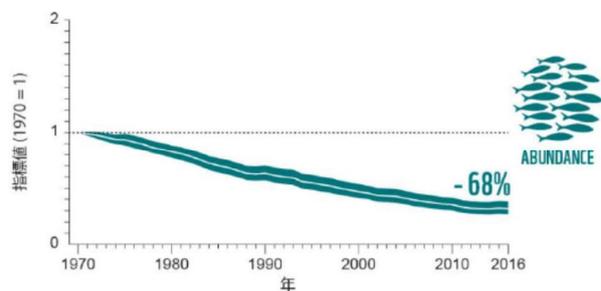
深刻な累積的影響下にある海洋



消失した森林*



哺乳類 鳥類 両生類 爬虫類 魚類
類個体数の平均変化率



*産業革命以前の水準との比較

(出所：IPBES)

(出所：WWF)



数字からひも解く生物多様性の危機

- 日本企業の環境課題への取組みに関する情報開示のレベルは非常に高い。
- 一方で、2023年版における日本のSDGs達成度は166か国中21位。SDGs 生物圏に含まれるゴール13・14・15は、「深刻な課題がある」との評価。
- 開示と具体的アクションの評価になぜ乖離があるのだろうか。
- 企業は、「環境に配慮するとどうしてもコストが上がる。そうすると消費者は買わなくなる」と考えていないか？環境はコストではない、そして、斯様な消費者マインドを作り出したのは企業にも責任がある。新たな意識を作り出すのも企業の責任ではないか。
- 「今までどおり」のシナリオでは、生物多様性は損失し続ける。生物多様性が損失するとビジネスは成り立たないということを忘れてはならない。近視眼的思考から長期的思考へのシフト、そして横断的な「社会変革 (transformative change) 」が必要。



危機感 3 開示作業ではなく サステナビリティ経営を

2025年5月24日

サステナビリティ経営の本質は？

認定特定非営利活動法人 環境経営学会 理事
福井工業大学経営情報学部教授 長谷川浩司

全体構成

提言：サステナビリティ開示ではなく、サステナビリティ経営を行う。
そのために、



論点 1 (理解)	経営者が自ら理解し、自分事化して目標を立てる
論点 2 (予測)	経営者が次世代価値の軸を捉えて予測する
論点 3 (行動)	経営者が自ら未来シナリオを描いて行動する

令和の開示行政大国：日本

人の健康に関する公害犯罪の
処罰に関する法律
(昭和45年法律第142号)
2年以下の懲役・禁固

本来：GHG排出規制



1960年「国民所得倍増計画」

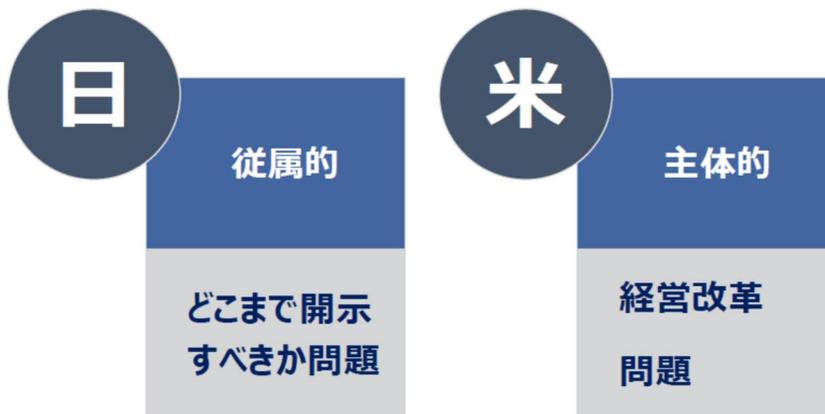
本来：産業構造大転換
による所得倍増

なぜ、各省庁が企業に「開示」を推進するのだろうか？



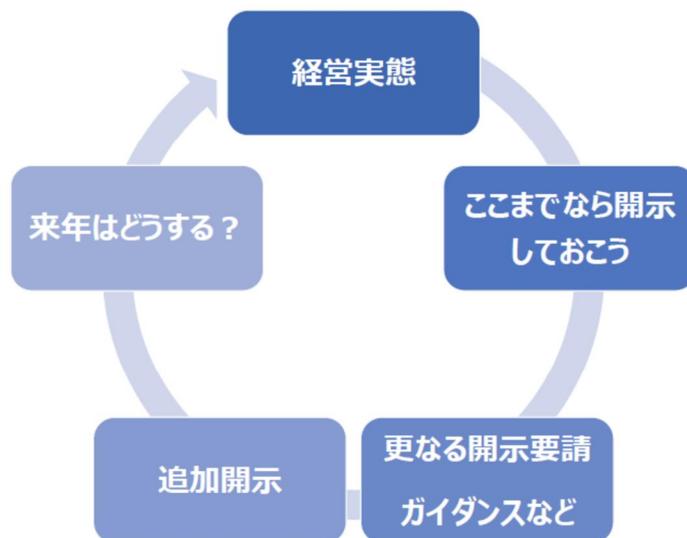
2

開示大国日本の根源



3

わが国のサステナビリティ経営：開示のPDCAサイクル



欧米のサステナビリティ経営を踏まえた経営のあり方



日本はTCFD賛同企業最多：何に賛同したのか？

TCFD賛同の本質 = TCFDの目的

報告書カバーレターに記載されたBloomberg委員長の記述

どの企業が気候変動に最もリスクが高く最適な準備をし、
“的確な行動をしているか”を知りたい、という課題に応え
効率的な資本配分、持続可能な低炭素経済への移行に役立つ

すなわち、
企業が、「的確な“行動”をしているか」を明らかにし
投資家は、「行動している企業に投資をシフトする」メカニズム

TCFD賛同：何が求められているのか？

”Tragedy of the horizon”

2015年9月29日：ロンドン Mark Carneyのスピーチ

- ・長期時間軸：Horizonの悲劇を示した
TCFDの目指す概念（サステナビリティ）=「次世代価値」
- ・投資家には投資Horizonの拡張、低炭素事業への道筋、
投資先のストレステストを求めた。

すなわち、
企業経営者に求められるのは、
事業経営を長期時間軸で考え、低炭素社会に適応する変革への道筋

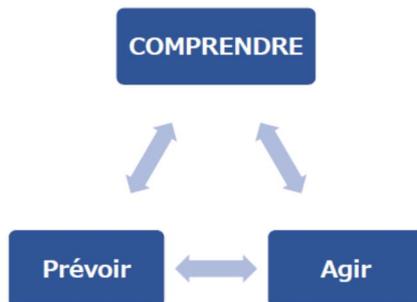
シナリオとは何か??

	欧米企業	日本企業
1970年代	原油調達危機	
↓	シナリオ プランニング	省エネ経営 省エネ対応
	戦略シナリオとして深化	
2000年代	科学者が気候シナリオ提供	
2015年	投資家の危機感（理解&予測）	欧米から伝達
2020年代	戦略シナリオに気候シナリオを考慮 して経営改革（行動）	気候シナリオで計算作業

出所：長谷川浩司（2024）『サステナビリティ経営研究第3号』日本経営倫理学会

まとめ

Jacques Attali:
世界の脅威たる
気候変動への対処



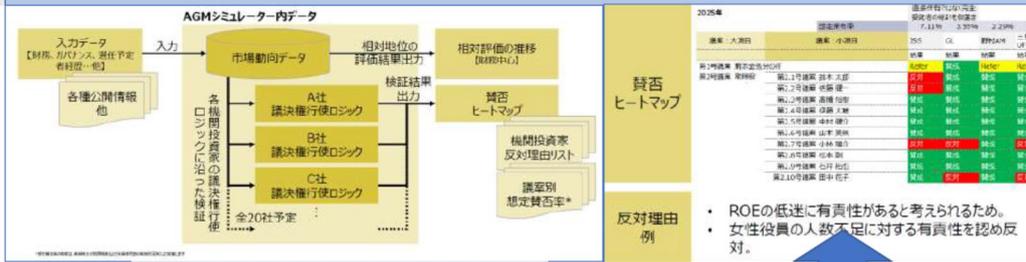
取締役会（経営者&社外取締役）

サステナビリティ経営は、
経営者自身が学び行動すること

取締役会議論を深めるためには、
社外取締役の視点が重要になる。

取締役選任議案議決権行使の予測

ROEの有責性を問う



古き良きサステナ開示経営の終焉

“改革”なくして、「選任なし」の時代に

環境経営学会賞 受賞者講演

『地域を支え，地域を守る責任経営—CSR・SDGs 時代の中小企業経営と事業承継—』

矢口 義教

<プロフィール>

矢口義教（やぐち・よしのり）

東北学院大学経営学部教授。宮城県石巻市出身。

2011年の東日本大震災時に現所属大学（仙台市）に奉職するとともに、出身地域が大規模被災地であったことから、災害時における企業（とくに地元企業）の役割に注目した研究を開始した。近年では、中小企業のCSRを牽引する経営者の役割や事業承継に焦点を当てながら研究を進めている。

主著は以下の通り。

『震災と企業の社会性・CSR—東日本大震災における企業活動とCSR—』（創成社、2014年）

『地域を支え、地域を守る責任経営—CSR・SDGs時代の中小企業経営と事業承継—』（創成社、2023年）

『地域を支え、地域を守る 責任経営—CSR・SDGs時 代の中業企業経営と事業 承継—』について

矢口 義教
(東北学院大学)

1

本日の流れ

1. 本書の目的と概要
2. 中小企業・地域企業とCSR
3. 地域企業の持続的CSR
4. まとめ

2

1.本書の目的と概要

・ 本書の問題意識・目的

中小企業・地域企業のCSR特性と持続的なCSRメカニズム

- ①非制度的なCSR活動をどのように捉えるべきか
- ②大企業とはCSR行動原理がどのように異なるのか
- ③地域社会に対するCSRはどのようなものか
- ④中小企業のCSRを持続可能にするためには
- ⑤中小企業の負の影響（不正）はどのようなものか

地域企業事例に基づいて、CSR活動とそれを牽引するSRリーダーシップと、その承継を検討

1.本書の目的と概要

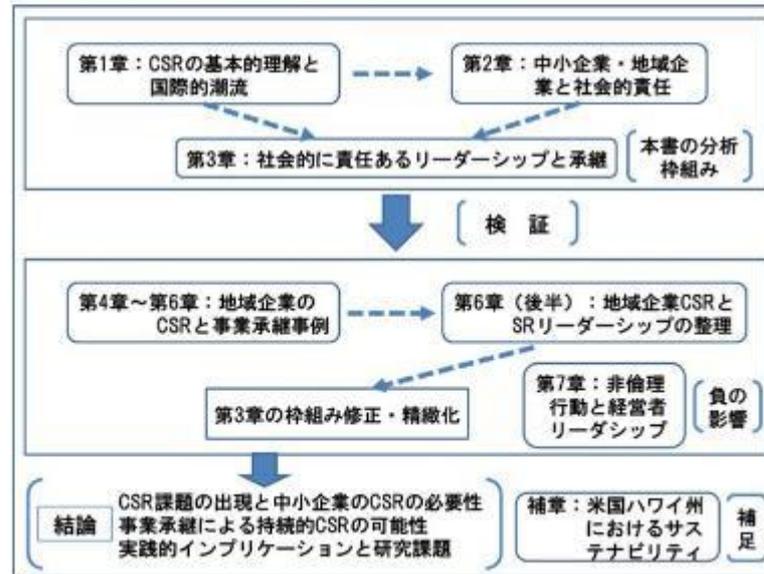
・ 本書の構成：章立て

第1章	CSRの基本的理解と国際的潮流
第2章	中小企業・地域企業と社会的責任
第3章	中小企業のCSRとリーダーシップの関係性
第4章	地域企業の社会的責任（1）阿部長商店・イシイ
第5章	地域企業の社会的責任（2）峩々温泉・さいとう製菓
第6章	地域企業の社会的責任（3）サイト工業、SRリーダーシップに基づく事例考察の整理
第7章	ネガティブ・インパクト：特定状況下の地域企業不祥事
第8章	本書の要約と結論
補章	「楽園」における企業経営とサステナビリティ

4

1.本書の目的と概要

・ 本書の構成：各章の関連性



5

1.本書の目的と概要

・ 本書の構成：第1章の概要

テキスト的内容

国際的な観点からCSRの基本を理解

- ①CSRの構成要素：経済、法律、倫理、社会貢献
- ②ステークホルダーの概念確認
- ③トリプル・ボトム・ラインに基づくサステナビリティ概念
- ④BOP、CSVに見られる戦略的発想
- ⑤ESG、SDGs、ISO26000などに見られる国際的な動向

6

1.本書の目的と概要

- ・ 本書の構成：第2章の概要

テキスト的内容

中小・地域企業の社会的責任理解

- ①CSR対象としての地域社会の理解
- ②社会貢献拠出額に関する理解
- ③中小企業のCSR・SDGsに対する認識
- ④中小企業のCSR・CSVの誤解
- ⑤東日本大震災下の地域企業行動をSDGsの観点から位置づけ

暗黙的CSR、高事業関連性で捉える

7

1.本書の目的と概要

- ・ 本書の構成：第3章の概要

中小企業のCSRを推進するリーダーシップ

- ①中小企業：経営者のリーダーシップに大きな影響を受ける
- ②CSRを促進するSRリーダーシップ
- ③CSRを果たすことで、事業継続・存続に必要な社会的正当性を獲得
- ④中小企業の事業承継：子息中心
- ⑤CSRの持続性担保：歴代にわたるSRリーダーシップの承継の必要性

8

1.本書の目的と概要

- ・ 本書の構成：第4章の概要
地域企業の社会的責任事例（1）
 - ①阿部長商店：三陸地域の水産・観光企業
 - ②大震災で壊滅的被害⇒事業継続と雇用維持、地域社会の維持・発展
 - ③阿部社長のリーダーシップと泰兒前会長のSRリーダーシップの承継
 - ④イシイ：仙台市地域のワークUF納入
 - ⑤大震災直後からのWS事業継続
 - ⑥石井社長のLSと、次雄前社長のSRL承継

9

1.本書の目的と概要

- ・ 本書の構成：第5章の概要
地域企業の社会的責任事例（2）
 - ①峩々温泉：川崎町の秘湯の一軒宿
 - ②大震災・コロナ禍⇒事業継続と旅館・地域社会のサステナビリティを重視
 - ③竹内社長LSにおける先代・先々代の承継
 - ④さいとう製菓：かもめの玉子、製菓業
 - ⑤大船渡市地域の復旧・復興に尽力
 - ⑥齊藤会長のLSと、俊雄前社長のSRL承継

10

1.本書の目的と概要

- ・ 本書の構成：第6章の概要
サイト工業と、事例考察の整理・まとめ
- ① サイト工業：仙台市の中小建設業
- ② 震災時の復旧・復興貢献、コロナ禍での地域社会へのCSR実践
- ③ 祖父（初代）富衛元社長の意思承継

- ④ CSR承継における複数パターン
先代模範型承継、先代の発展型承継、先々代・先代の折衷型承継
- ⑤ 事業承継をしながら社会的正当性の獲得

11

1.本書の目的と概要

- ・ 本書の構成：第7章の概要
中小・地域企業の不祥事
- ① 不祥事・不正の定義
- ② 震災下の非被災地企業の不祥事
- ③ 復旧期の被災地企業の不祥事
- ④ 復興期の被災地企業の不祥事
- ⑤ 分析：経営者関与、津波被災、震災関連
・ 非関連、業績と不祥事・・・
- ⑥ 特定状況下の不祥事全体像

12

1. 本書の目的と概要

- ・ 本書の構成：第8章の概要
本書の各章の要約と結論
- ①各章の要約
 - ②本書の結論
国際的潮流への中小・地域企業の対応
⇒事業関連型の暗黙的CSRで対応
 - ③持続的にするには、SRリーダーシップの
承継の必要
 - ④実践的インプリケーション（示唆）

13

1. 本書の目的と概要

- ・ 本書の構成：補章の概要
「楽園」（ハワイ）における企業経営と
サステナビリティ
- 2019年度の矢口の在外研究に基づく内容
- ①ハワイという観光地の企業概要
 - ②同地域が有する社会的課題
気候変動、ホームレス、自然災害
 - ③ハワイ地域企業のCSR

※CSRに対する認識が乏しく、寄付活動に
変調する取り組み※

14

2. 中小企業・地域企業のCSR

- ・ 地域社会（Local Community）
中小企業の事業存続の基盤そのもの
- ・ 地域社会の定義

「組織の所在地に物理的に近接する、または組織が影響を及ぼす地域内にある住居集落その他の社会的集落」（ISO/SR 国内委員会監修, 2011, p.165）

⇒ 地域内のステークホルダーの集まり

※ 地域社会を構成するステークホルダーを、地域ステークホルダー（地域SH）

15

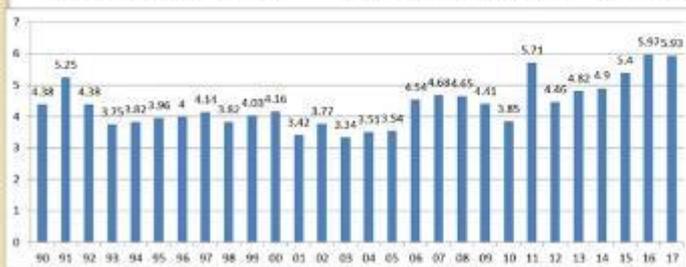
2. 中小企業・地域企業のCSR

- ・ 事業継続のために、地域SHから、「社会的正当性」を獲得する必要がある
“license to operate”とも言えるもの



これを獲得するための手段がCSR

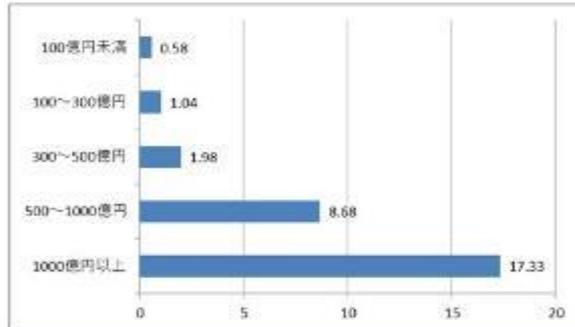
- ・ 大企業CSR：社会貢献拠出によって把握



日本経団
連・1%ク
ラブの拠
出額

2. 中小企業・地域企業のCSR

・ 資本金別の社会貢献拠出額



出所：1%（ワンパーセント）クラブ，2017，p. 8に基づいて筆者作成。

資本金額が大規模なほど社会貢献拠出額：大

資本金1億円未満：中小企業⇒99.7%
大企業のような明示的な社会貢献活動：×
⇒事業関連性の高い暗黙的CSRの実践必要

2. 中小企業・地域企業のCSR

・ 中小・地域企業の資本金額 宮城県の有力企業

	1000億円以上	500~1000億円未満	300~500億円未満	100~300億円未満	10~100億円未満	1~10億円未満	1億円未満
建設・土木					2	16	473
製造					4	25	229
運輸・通信				1	1	9	83
卸売・商社					2	19	362
小売					2	6	95
不動産						4	79
サービス	1				1	15	163
合計	1	0	0	1	14	94	1484

※1：金融機関を除外している。

※2：資本金の額は2015年末時点のもの。

出所：『帝国データバンク会社年鑑2016』，p. 2748-p. 2867に基づいて筆者作成。

資本金額：10億円未満の企業が99.0%
⇒大規模な社会貢献拠出は困難

2. 中小企業・地域企業のCSR

- ・ 中小・地域企業のCSRをいかに捉えるか



社会貢献拠出で捉えると、ほとんど取り組んでいないと認識

事業関連性の高い、あるいは事業それ自体を通じたCSR活動に注目する必要性



大企業とは異なり非制度的な取り組みゆえに、経営者リーダーシップが重要に

19

2. 中小企業・地域企業のCSR

- ・ 中小企業のCSR

経営者の価値観や理念といった属人的要素に強く依存する

⇒非制度的な取り組みであり、社会貢献拠出を中心に捉えるとCSR実践の有無を判断しがたい



暗黙的CSR (implicit CSR) に根ざした経営者のリーダーシップと価値観に根ざした、事業関連型の取り組みに注目する必要がある

10

2. 中小企業・地域企業のCSR

・ 中小・地域企業の暗黙的CSR：震災時①

業種	社名	所在地	地域支援の取り組み	CSRの性質・事業関連性
飲食	いちごホールディングス	宮城県仙台市	震災直後：放出の提供、湧水装置による水提供 復旧期：—	性質：地域住民の生命維持 事業関連性：高
	菓子観光バス	宮城県仙台市	震災直後：独自判断による運航開始 復旧期：運行維持・増便により地域の交通手段確保	性質：地域社会の維持 事業関連性：高
運輸	仙南タクシー	宮城県仙台市	震災直後：地域住民への交通手段提供 復旧期：請り部タクシーの運行	性質：地域社会の維持 事業関連性：低～高
	フタバタクシー	宮城県仙台市	震災直後：送迎患者を中心とする弱者の移送 復旧期：交通弱者支援	性質：被災者の健康維持(肉体面) 事業関連性：高
卸売	仙台水産	宮城県仙台市	震災直後：卸売市場の閉場・食品供給 復旧期：提案会開催で生産者と消費者のマッチング	性質：供給責任、水産業・農業支援 事業関連性：高
	サン・ペンディング東北	宮城県仙台市	震災直後：約10万本に及ぶ飲料の避難所への配布 復旧期：自動販売機の稼働維持と収益の一部寄付	性質：供給責任、コープ・レイトッド・マーケティング 事業関連性：高
建設	深松組	宮城県仙台市	震災直後：建物応急措置、津波がれきの撤去主導 復旧期：被災地再開発(アクアイグニス仙台)	性質：地域社会の維持と活性化 事業関連性：高
小売	ウジエスーパー	宮城県豊巻市	震災直後：震災翌日からもの店営業再開 復旧期：津波被災地南三陸町での再進出	性質：供給責任、地域社会の維持 事業関連性：高
	マルト	福島県いわき市	震災直後：店舗再開による商品供給 復旧期：食品放射能測定機の導入	性質：供給責任、地域水産業支援 事業関連性：高
サービス	斎藤コロタイプ印刷	宮城県仙台市	震災直後：— 復旧期：流出した卒業アルバム再生	性質：被災者の健康維持(精神面) 事業関連性：高
	ヒューレックス	宮城県仙台市	震災直後：雇用ミスマッチ解消、紹介予定派遣 復旧期：被災地における雇用支援、婚活支援	性質：雇用創出支援・人材の定着 事業関連性：高
	ファミリア	宮城県仙台市	震災直後：— 復旧期：アタラクシアによる6次産業化推進	性質：水産業支援、雇用創出 事業関連性：高

出所：矢口、2014a；坂本光司&法政大学大学院坂本光司研究室、2017；小泉、2020に基づいて筆者作成。

21

2. 中小企業・地域企業のCSR

・ 中小・地域企業の暗黙的CSR：震災時②

業種	社名	所在地	地域支援の取り組み	CSRの性質・事業関連性
宿泊	南三陸ホテル観光、大蔵荘、松島一の坊など	宮城県南三陸町、松島町など	震災直後：地域住民の避難場所・食料供給 復旧期：震災復興施設、復興支援者の活動拠点、地域社会のPR活動	性質：地域社会の維持・発展の中核 事業関連性：高
	スパリゾートハワイアンズ	福島県いわき市	震災直後：— 復旧期：避難所への慰問公演	性質：被災者の健康維持(精神面) 事業関連性：高
商社	コセキ	宮城県仙台市	震災直後：避難所へのコーター・サービス 復旧期：地域赤十字や地域内取引強化	性質：地域活性化やレジリエンス強化 事業関連性：低～高
	一ノ蔵	宮城県大崎市	震災直後：— 復旧期：「録音電話で子どもたちを救おうプロジェクト」	性質：コープ・レイトッド・マーケティング 事業関連性：低
食品製造	佐清	宮城県福島市	震災直後：— 復旧期：「建義塾、日本酒のカプロジェクト」	性質：コープ・レイトッド・マーケティング 事業関連性：低
	木の原石水産	宮城県石巻市	震災直後：大規模被災下の雇用維持 復旧期：工場再建と雇用拡大	性質：雇用維持と地域産業の維持 事業関連性：高
	高成	宮城県女川町	震災直後：かき産品の避難所への配布 復旧期：地産地消活動、被災地観光の拠点	性質：地域住民の生命維持、地域活性化 事業関連性：高
	にしき食品	宮城県高松市	震災直後：大規模被災下の雇用維持、食品提供 復旧期：工場再建および販路拡大	性質：雇用維持と地域産業の維持 事業関連性：高
農業	若手農協助成会	宮城県陸奥市	震災直後：大規模被災下の雇用維持 復旧期：工場再建と地域企業と連携した就業創出	性質：雇用維持と地域産業の維持 事業関連性：低～高
	舞育ファーム	宮城県仙台市	震災直後：放出の提供 復旧期：農産物の産地直売、農業起業支援	性質：地域住民の生命維持、地域産業の育成 事業関連性：高
	アングラーファーム	福島県いわき市	震災直後：— 復旧期：生業施設再開と事業再開、社員ニーズの理解	性質：地域社会・産業の維持 事業関連性：高
食品製造	アースファームみやぎ	宮城県本宮市	震災直後：— 復旧期：津波被災地での販売促進	性質：地域活性化 事業関連性：高
	志保アイカスト工業	宮城県山元町	震災直後：雇用維持、サプライチェーンの維持 復旧期：地域社会のPR活動	性質：供給責任、地域社会の維持 事業関連性：高
	徳尾製作所	宮城県石巻市	震災直後：— 復旧期：雇用維持、工場敷地空きスペース提供	性質：雇用維持、共助の取り組み 事業関連性：高
	ヤグチ電子	宮城県石巻市	震災直後：— 復旧期：ポケットガイガーによる空気の放射線測定	性質：地域社会・産業の維持 事業関連性：高

出所：矢口、2014a；坂本光司&法政大学大学院坂本光司研究室、2017；小泉、2020に基づいて筆者作成。

22

3.地域企業の持続的CSR

- ・ 大企業のCSR
制度化された戦略的な取り組み
⇒見返りを求めた、「ヒト」（経営者）に依存しない行為
⇒経営者の任期：3～7年程度
- ・ 中小・地域企業
CSRを行うか否かは経営者の理念や価値観に依存する
⇒非制度的で極めて属人的な性格

経営者のリーダーシップに強く影響される

3.地域企業の持続的CSR

- ・ CSRを牽引する経営者のリーダーシップ
社会的に責任あるリーダーシップ
(Socially Responsible Leadership, SRL)
「社会関係資本、および究極的には持続的な事業活動と公益の双方の構築に貢献する」
リーダー行動 (Maak, 2007, p.329)



企業と地域社会の双方に利益をもたらす
リーダーシップ行動
⇒中小企業のCSRはSRLに依存することに

24

3.地域企業の持続的CSR

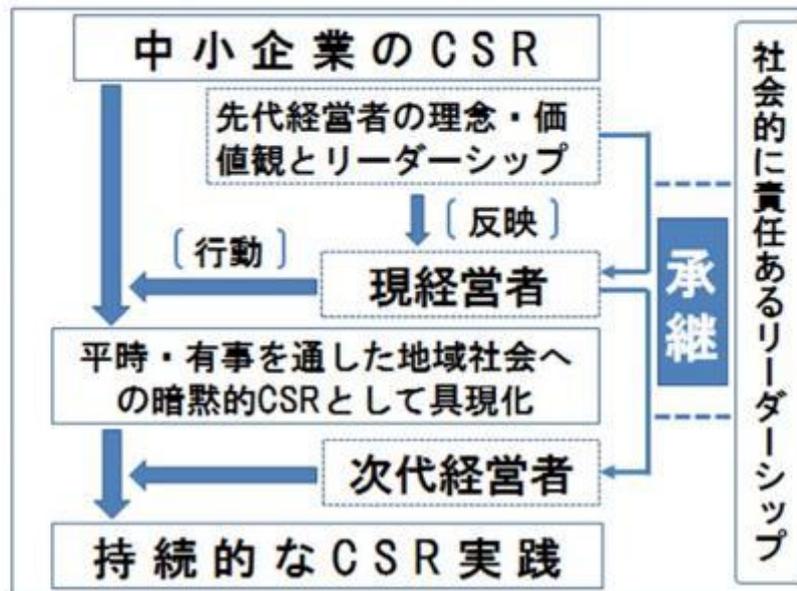
- ・長期間にわたって存続する中小企業
持続的にCSRを果たして、地域社会から社会的正当性を獲得していると思われる
⇒経営者が交代しても、何らかの形でCSR実践が維持されている



25

3.地域企業の持続的CSR

- ・中小企業のCSRの持続可能性枠組み



26

3.地域企業の持続的CSR

・阿部長商店（気仙沼市）の事例

業種	水産加工・観光
CSR：東日本大震災	雇用維持、事業所再建と漁港維持、震災風化阻止、地域商業の格差是正
CSR：平時	サメ肉活用、サーモンバレー構想、地域商業活性化
CSRの特徴	暗黙的CSR 阿部泰浩社長のSRL
先代経営者	阿部泰兒氏
CSR	持続可能な漁業、カツオのタンク取り、復興の際の共通施設建設 ↓ 地域社会・産業と企業の共存

強く反映

27

3.地域企業の持続的CSR

・イシイ（仙台市）の事例

業種	卸売・流通
CSR：東日本大震災	震災直後からの供給責任、復興支援目的出店、雇用維持・従業員待遇の向上
CSR：平時	ピンクシャツデー仙台、ステリPRO、環境経営（レンタルUF、有切商品）
CSRの特徴	暗黙的CSR 石井吉雄社長のSRL
先代経営者	石井次雄氏
CSR	総合作業服・用品店による地域建設業支援、新幹線線路敷設への取り組み ↓ 地域社会・産業と企業の共存

強く反映

28

3.地域企業の持続的CSR

・ 峩々温泉（川崎町）の事例

業種	宿泊
CSR：東日本大震災	雇用維持と石巻市小竹浜地区への支援活動（温泉そのほか）
CSR：平時	蔵王地域におけるサステナビリティ
CSRの特徴	暗黙的CSR 竹内宏之社長のSRL
先代経営者	竹内直也氏（先々代）、建一郎氏（先代）
CSR	直也氏：地域産業・社会と峩々温泉が共存の元に繁栄 ⇒地域と企業のwin-win関係の模索 建一郎氏：業界全体（秘湯の会）の発展にすべてを捧げる

双方の特徴を受け継ぎつつ

先々代経営者のSRLを強く反映

29

3.地域企業の持続的CSR

・ さいとう製菓（大船渡市）の事例

業種	食品製造・販売
CSR：東日本大震災	避難所への食糧供給、雇用維持、事業所再建、復興マインドの醸成に関する取り組み
CSR：平時	工場まつり、食品の安全性への取り組み
CSRの特徴	暗黙的CSR 齊藤俊明会長のSRL
先代経営者	齊藤俊雄氏
CSR	自社利害は度外視してまで地域貢献、俊明氏に承継することに注力 ↓ 社会貢献意識は強いが、経済的責任は弱

一部反映しつつも、発展的に承継

30

3.地域企業の持続的CSR

・サイト工業（仙台市）の事例

業種	宿泊
CSR：東日本大震災	仙台市・顧客建物の復旧、海岸におけるがれき撤去
CSR：平時	NPOへの協力、キャリア教育、仙台商議所
CSRの特徴	暗黙的CSR 齋藤法幸社長のSRL
先代経営者	齋藤富衛氏（先々代）、元氏（先代）
CSR	富衛氏：戦災復興への貢献、取引先と従業員との関係・信頼構築 ⇒地域と企業のwin-win関係の模索 元氏：経営理念の策定・構造不況下での企業継続（企業存続に注力）

双方の特徴を受け継ぎつつ

先々代経営者のSRLを強く反映

31

3.地域企業の持続的CSR

・SRリーダーシップ承継における3つ型

【先代－現経営者間】

①先代経営者模範型の全面承継

阿部長商店、イシイ

②先代経営者を一部模範とする発展型承継

さいとう製菓

【先々代・先代－現経営者間】

③先々代・先代経営者の折衷型承継

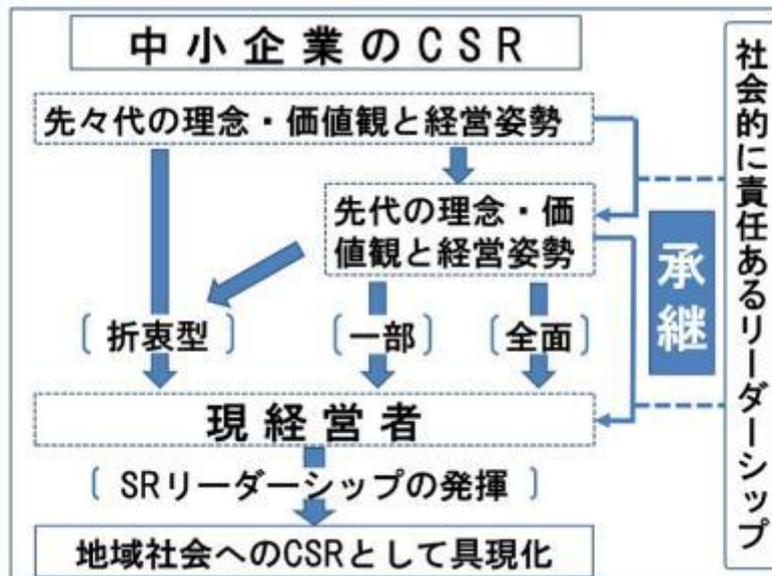
巖々温泉、サイト工業

直線的な承継ばかりではない

32

3. 地域企業の持続的CSR

・ 中小・地域企業の持続的CSR枠組み



33

4. まとめ

・ 中小・地域企業

地域社会が事業存続の基盤そのもの
⇒ 地域社会に対するCSR

↓
非制度的な経営者の価値観・リーダーシップをベースとした暗黙的CSR
⇒ CSRは経営者の属人的性質に強く影響

↓
長期間にわたる持続的なCSR実践は困難

34

4.まとめ

- ・ 中小・地域企業の事業存続には；
地域社会からの社会的正当性を獲得し続ける必要がある
⇒ ゴーイング・コンサーンとして存在するには、永続的な獲得が必要
⇒ 持続的・永続的なCSR実践



SRリーダーシップについて、事業承継を通して次代の経営者が受け継ぎ、企業としてCSRを果たせるようにする必要がある

4.まとめ

- ・ 長期間にわたって存続する中小・地域企業
⇒ 暗黙的CSRを実践し続けている



事業承継を通して、SRリーダーシップが承継されている

阿部長商店、イシイ、峩々温泉、さいとう製菓、サイト工業の事例から明らかに

※反面、企業不祥事についても経営者リーダーシップによる行為：属人的な要素に強い影響を受ける

4.まとめ

- ・実践的インプリケーション
中小・地域企業のCSR実践において；

①明示的CSRを意識	経営戦略的の一環としてCSR、企業と社会の双方の利益になることを認識
②経営者へのCSR教育	属人的な性格ゆえに、オーナー型の経営者に対する教育をどうするのか
③SRリーダーシップが円滑承継に貢献	経営者の子息に対して、社会的責任を果たす親の姿勢に尊敬・魅力を高める
④SRリーダーシップ醸成が有事の地域社会を支える	「いざ」という時に、地域を支え、地域を守る責任行動を惹起する

37

引用文献一覧

**本書をご参照
ください**

38



ご清聴誠にありがとうございました。

環境経営学会賞 受賞者講演

『AI による ESG 評価—モデル構築と情報開示分析—』

中尾 悠利子

<プロフィール>

中尾 悠利子 (なかお ゆりこ)
関西大学 総合情報学部 教授
博士 (経営学)
日本社会関連会計学会 理事

主な著書として、

『AI による ESG 評価』 (編者、同文館)

『利他の構造』 (共著、ミネルヴァ書房)

『Sustainability Management and Business Strategy in Asia』 (分担執筆、World Scientific)

講演要旨

ESG 投資の起源は SRI（社会的責任投資）にあり、ESG 投資のメインストリーム化に伴い、ESG 投資では SRI が本来持っていた多様性が失われ、画一的な評価に基づく投資へと向かう傾向が見られる。これまでの ESG 評価は主にアナリストによって行われてきたが、膨大かつ複雑なデータの分析・評価においては、担当者による評価結果の差異という課題が存在する。日本の金融庁や英国政府などが ESG 格付けの信頼性を高めるための規制を作成しているが、特定の ESG 評価機関による寡占状態は変わらない。本来あるべき ESG 評価は、多様な価値観の反映、アクセシビリティの確保、そして企業のサステナビリティ活動の改善促進という点が重要である。

そのような ESG 評価の実現に向け、本研究では、日本企業の ESG 開示情報を用いて ESG 評価を自動推定するモデルの構築に取り組んだ。機械学習の一手法であるニューラルネットワークを用いた ESG スコア自動推定モデルを構築し、AI による ESG 評価を実現した。主な成果は以下の 3 点である。第一に、ESG レポートの活用により、既存の ESG 評価機関から独立した評価が可能になった点。第二に、評価対象を ESG レポート全体へと拡張したモデルの構築も可能になった点。第三に、公開情報である ESG レポートに基づくモデル構築を通じて、多様なステークホルダーがアクセス可能な ESG 評価の新たな可能性を提示した点である。

従来の ESG 研究においては、ESG 評価機関が付与したスコアのみを分析対象とすることに起因するサンプルセレクション・バイアスが課題であった。本研究では AI を活用することで、このバイアスの克服に成功した。また、AI の活用により、従来の ESG 研究では分析対象とされてこなかった画像データなどの非構造化情報についても分析が可能となった。さらに本研究では、経営者の心理特性であるナルシシズムと ESG パフォーマンスとの関連性についても分析を行った。その結果、経営トップのナルシシズム傾向が ESG スコアに対して統計的に有意な正の影響を与えることがしめされた。

AI による ESG 評価研究には、いくつかの課題も存在する。AI を用いた ESG 評価の商用サービスは既に存在するものの、それらが財務パフォーマンス向上を主目的とした ESG 指標の推定に偏重する場合、ESG 本来の多様性を損なう方向に進むという懸念がある。また、LLM（大規模言語モデル）の学習データとなる ESG 情報に含まれる既存のバイアスを、どのように排除または低減できるかという点も課題である。企業のサステナビリティ活動の真の改善度合いを測定し得る AI による ESG 評価手法は、商業的にも学術的にも、現時点では確立されていない。

我々の研究は、現在、LLM を活用した「バリューモデル」に基づく ESG 評価の研究に取り組んでいる。「バリューモデル」とは、明確な目標設定、目標達成度の客観的な測定、そして透明性の高い情報開示を重視するサステナビリティ評価モデルである。AI を用いてこの「バリューモデル」による ESG 評価を推進することは、社会課題解決に貢献するユニバーサル投資の理念にも合致し、より多様な主体が ESG 評価プロセスへ参画する途を開くものと期待される。

個別研究発表要旨

発表論題 (和文)	福井県企業通勤時の公共交通利用の現状と今後の改善に向けて
発表者氏名・所属 (和文)	菊池武晴・東京都市大学
発表論題 (英文)	Current Status of Public Transportation Use for Corporate Commuting in Fukui Prefecture and Toward Future Improvements
発表者氏名・所属 (英文)	Takeharu Kikuchi, Tokyo City University
(共同研究の場合) 共同研究者氏名・所属 (和文)	吉村朋矩・福井工業大学
キーワード (4 語)	地域公共交通、地球温暖化対策、脱炭素経営、CO2 排出量

発表要旨本文

I 研究目的/問題意識：

近年日本の地方部では、人口減少、乗用車の普及等を背景に、地域公共交通が衰退してきた。そうした中、地方部の通勤における鉄道・バス利用率は減少傾向が続いている。地域公共交通・自転車の利用拡大は、自動車利用に比し CO2 排出削減に繋がり地球温暖化対策に資する。また、企業の社会的責任 (CSR) 取組への PR に繋がり、従業員の健康や安全に資するなど多くのメリットがあり、社会全体で推進すべき課題である。福井県は世帯あたりの乗用車保有率全国一位であり、典型的な自動車依存地域である。

そこで本研究では、福井県企業に対して通勤時における公共交通・自転車利用状況と利用拡大のための方策についてアンケート調査を実施し、現状を分析するとともに、今後の改善に向けて優良事例を示すことを目的とする。



図1：エコ通勤のメリット (出典：福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議資料)

II 先行研究レビューを踏まえた研究課題・III 研究方法：

II 先行研究レビューを踏まえた研究課題

自動車への過度な依存を是正し公共交通や自転車利用を促進するため、日本では2000年前後から各地でモビリティ・マネジメント活動が起き、多くの既存研究とともに国土交通省も2007年に普及用パンフレットを発行する等して進めてきた。福井県においても産官学連携組織が2011年に発足し、毎週金曜日をカーセーブデーとする等して啓発活動を進めてきた。しかしながら、全国的に自動車依存に歯止めはかかっていない。特に福井県は、自動車依存の進行が顕著であり、通勤通学移動における自動車分担率は、国勢調査のたびに上昇している(2000年：69%→2010年：77%→2020年：79%)。また、松村(2002)は、自動車通勤削減のために名古屋市役所が通勤手当支給基準を改定した結果、5km未満の自動車利用者が半減した事例を紹介するなど、参考とすべき優良事例もある。

以上を背景として、本研究では、福井県企業に対して通勤時における公共交通・自転車利用状況と利用拡大のための方策についてアンケート調査を2024年12月に実施した。アンケートに際しては、福井県交通まちづくり課と共同アンケートという形にし、福井商工会議所及びふくい産業支援センターからメールマガジン登録者へGoogleフォームでの回答リンク先をメール発信

し、電子的に回答を求め、回収した。なお、通勤手段の選択は、個々人の自由であるが、各社での環境整備状況にも依拠すると考えられるため、今回は企業に属する個人へのアンケートという形にし、回答に際しては必ずしも企業の意思決定プロセスを求めている。

IV 研究結果と考察：

1. アンケートの結果、福井県内 66 社から回答があり、回答企業の 88%以上は、通勤における自動車利用割合 80%超であり、自動車依存の姿が浮かび上がった。また、この状況を是正し公共交通・自転車利用促進の方針をもつ企業はいまだ 2 割にとどまることが分かった。
2. 自動車依存からの転換に向けて既に実施済みの取組みとしては、①自社内での自転車駐輪場の整備：9 件（13.6%）、②自社にマイカー無料駐車場を用意しない：3 件（4.5%）等がみられた。今後検討可能なものとして、③公共交通利用の通勤手当を優遇する（実費より高額にする等）15 件（22.7%）、④公共交通・自転車利用の通勤者を表彰する：10 件（15.2%）、⑤マイカー通勤許可基準を厳しくする：7 件（10.6%）等が挙げられる。
3. 自社（自事業所）の CO2 排出量算定・把握については、全体の 2/3 は把握しておらず、16.7%が実施済みであり、16.7%がこれから実施検討の段階である。自社従業員の「通勤」にかかる CO2 排出量把握をしているのは 4.5%、今後検討は 16.7%であった。
4. アンケート回答先のうち 7 社は他社の参考となることから、別にヒアリングを行い 7 社の事例集を作成した。

V 結論：

アンケートの結果、福井県企業の通勤における自動車依存の姿が浮かび上がったが、この状況を是正し公共交通・自転車利用促進の方針をもつ企業はいまだ少ないことが分かった。一方で、自動車依存からの転換に向けては、公共交通利用の通勤手当優遇や通勤者表彰などの方策が検討可能とした企業が多数見られたことは今後に期待がもてる。また、今後各社が参考にすべき福井県内 7 社の事例を明らかにした。

今後の課題として、地域公共交通・自転車利用の拡大のために、本研究成果を福井県庁等の協力を通じて地域企業へフィードバックし、各社あるいは各個人での取り組みを促進する活動が必要である。

参考文献

- ・国土交通省（2007）：「モビリティ・マネジメントー交通をとりまく様々な問題の解決にむけてー」, <https://www.mlit.go.jp/common/000234997.pdf>（2025 年 5 月 5 日閲覧）
- ・藤井聡，谷口綾子（2005）：「職場モビリティ・マネジメントの現状と課題ー「個人的プログラム」を含めた「組織的プログラム」への本格的展開に向けてー」, 土木計画学研究発表会・講演集, No. 32.
- ・松村暢彦（2002）：「マイカー通勤削減を目的とした通勤手当に対する通勤者の意識と行動に関する研究」, 都市計画論文集 37 (0), 259-264

発表者プロフィール

- ・菊池武晴 東京都市大学都市生活学部都市生活学科教授
1995 年日本政策投資銀行入行、環境・CSR 部課長、環境省出向、（一社）グリーンファイナンス推進機構出向等を経て、2022 年より福井工業大学教授、2025 年より現職。再生可能エネルギーによる地域経済活性化効果の定量的評価、地域公共交通の社会的価値評価等を研究テーマとする。福井県環境審議会特別委員等歴任。
- ・吉村朋矩 福井工業大学工学部建築土木工学科教授
2014 年福井工業大学大学院工学研究科博士課程修了。2022 年 FUT まちづくりデザインセンター副センター長、2023 年より現職。国土交通省中部運輸局地域交通マネージャー、若狭湾サイクリングルート推進協議会委員等。

発表論題（和文）	学生の視点からグリーンウォッシュを考える
発表者氏名・所属（和文）	LIU XIN（リュウシン）・武蔵野大学 サステナビリティ学科
発表論題（英文）	Thinking about Greenwashing from a Student Perspective
発表者氏名・所属（英文）	LIU XIN・Musashino University Department of Sustainability
キーワード（4語）	グリーンウォッシュ サステナビリティ 消費者 第三者監督

発表要旨本文

I 研究目的/問題意識：近年、消費者の環境保護意識の高まりとともに、環境配慮型の商品が徐々に増加している一方で、一部の企業は「グリーンウォッシュ」と呼ばれる宣伝手法を用いており、それに関する議論も活発化している。グリーンウォッシュとは、消費者の誤解を招く表現を用いて、実際以上に環境に配慮しているかのように見せかけるビジネス戦略である。このような手法により、消費者が製品を選ぶ際に適切な判断を下すことが難しくなり、ひいては市場全体の環境保護に対する信頼を損なう恐れがある。現在、欧米諸国ではグリーンウォッシュに関する法律や規制が整備されつつあるが、日本ではいまだに明確な法整備がなされていないのが現状である。グリーンウォッシュ行為をいかに防ぐかは、もはや企業が直面すべき重要な課題となっている。本研究は学生の立場から、企業の取り組みにおける留意点を明らかにすることを目的とする。

II 先行研究レビューを踏まえた研究課題：グリーンウォッシュに関する先行研究では、専門家の視点からの対策は分析されている。学生の視点から、企業がどのようにグリーンウォッシュを防止すべきかについては検討されていない。本研究ではその点を論点としたい。

III 研究方法：各国におけるグリーンウォッシュに関する法律や規制を整理し、重視する側面に注目して比較分析を行う。その上で、学生の生活に密接に関連する問題と統合し、学生の視点から企業の取り組みに対する留意点を考察することを目的とした。

IV 研究結果と考察：EUには比較的体系的な法的および規制的枠組みを確立している。「不公正取引方法指令」と「グリーンクレーム指令」はどちらも、企業は環境宣伝に関する公開情報の信憑性を確保する必要があると、それが定量化可能な基準に基づいて行われる必要があることを強調している。「グリーンクレーム指令」第11条では、「検証者は、規則（EC）No 765/2008 113に従って認定された第三者適合性評価機関でなければなりません。」と規定されており、EU企業は企業情報の透明性と正確性を確保するために、第三者評価機関と連携し、共同で情報開示を行う必要があることを示している。「EUタクソノミー規則」は、「グリーン経済活動」の基準を明確にすることで、環境的に持続可能であるとみなされるために経済活動が満たさなければならない4つの一般条件を定めており、企業の環境保護認証の統一的な基盤を提供している。NFRDとCSRDという2つの情報開示指令により、企業のESG情報の透明性が高まり、グリーン広告の信憑性に対する国民および規制当局の監督が強化される。EUでは基準の統一や情報の真正性を監視する仕組みが確立されており、この仕組みは宣伝から監督メカニズムまで体系的に構築されていることがわかった。米国は「グリーンガイドライン」で企業が環境保護の広報で使用する用語と表現を具体的に規制している。グリーンガイドラインには、制限されている単語を徐々に更新することで、グリーンウォッシュを防ぐことである。米国は法律ではなく、規制ガイドラインを使用してグリーンウォッシュを制限していることがわかった。

各国の法律や規制はそれぞれフォーカスしている点が異なっていると考えた。欧州では、企業に対し、宣伝で使用された言語に関する具体的なデータを開示することを義務付けにした。一方、米国には、企業が一部の宣伝用語を使用するのは制約されているが、強制的な定量基準や監査メカニズムは求めなかった。しかし、どちらも第三者機関による監督に大きく依存している点が特徴である。この点では、企業が第三者機関との接触や協力を増やすことが必要だと考えた。企業は第三者機関との連携を強化し、サステナビリティレポートを定期的に発行し、製品が環境に優しい理由の証拠を含めることで、企業が発表する情報の信頼性を高める。また、製品の認証や宣伝にとどまらず、より広く取り組みを通じて消費者の環境意識を高める必要であると考えた。学生は知識が十分

ではないため、表面的な情報をそのまま信じてしまう傾向がある。加えて、資金的余裕のなさから、グリーンウォッシュに騙された場合、環境保護活動への信頼を損なうおそれがあると考えた。それに、企業は、さらに広範な情報開示活動を行う必要があると考えられる。白鳥（2021）によれば、学生の中には購買に使える金銭的余裕が乏しい者や、実家暮らしで日常的に自ら買い物を行う機会が少ない者も存在するという。こうした状況においては、単に学生に対する教育のみでは十分とは言えず、実際に購買行動を担う保護者にも環境情報が開示されるべきである。IKEAは、環境に優しい製品を紹介し、ユーザーが自身のサステナブルアクションを記録することでポイントを獲得できるモバイルアプリをリリースした。このような取り組みは、企業の製品プロモーションにとどまらず、製品のサステナブルに関する情報を消費者に提供する有効な手段となる可能性がある。今後、他の企業も同様のソフトウェアを導入することで、より多くの消費者に環境配慮型の行動を促すことが期待される。また、ポイント付与というインセンティブを通じ、消費者は公開された環境情報に対する関心を高めることができる。

自ら購買行動を行う若者に向けては、SNSメディアを活用した情報発信の拡充が有効であると考えられる。松田（2022）によれば、SNSの利用はユーザーの関心領域と相関関係にあるという。実際に、クラスメートの中には、購入した商品を勧めるユーチューバーの動画を日常的に視聴している者も見受けられた。企業は、こうしたユーチューバーと協力することにより、商品の環境的利点に関する情報を視聴者に伝えるだけでなく、若年層の消費者に対してグリーンウォッシュを見分ける視点を提供することも可能である。このように、企業の公式ウェブサイトにとどまらず、日常的なメディア接点を通じてグリーンウォッシュに関する科学的知見を普及させる雰囲気醸成することが重要である。

V 結論：欧州と米国の法律や規制を比較することで、消費者教育と市場監督が不可欠であることを明らかにした。企業は第三者機関との連携を通じ、さまざまなチャネルを通じて学生に対し正確な情報の発信を行うとともに、消費者の意識向上にも積極的に取り組むが必要であると考えた。

参考文献

欧州連合の公式ウェブサイト「明示的な環境主張の立証と伝達に関する欧州議会および理事会の指令案（グリーン主張指令）」<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM%3A2023%3A0166%3AFIN>（2025年5月3日閲覧）

欧州連合の公式ウェブサイト「持続可能な活動のためのEUタクソノミー」https://finance.ec.europa.eu/sustainable-finance/tools-and-standards/eu-taxonomy-sustainable-activities_en（2025年5月3日閲覧）

IKEA Japan（2021）『「IKEA Better Living アプリ」で簡単にサステナブルな暮らしをはじめよう！』、IKEA公式サイト<https://www.ikea.com/jp/ja/newsroom/corporate-news/20200901-better-living-app-pub5a6bd717/>、（2025年5月3日閲覧）

白鳥和彦（2021）「意識・行動変容調査：（その1）学習効果によるコンピテンシーの変化」、武蔵野大学しあわせ研究所紀要 p. 58-74

松田美佐（2022）「若者のコミュニケーション・メディア利用 2020——Twitter 愛好者とInstagram 愛好者——」中央大学文学部紀要 社会学・社会情報学巻 32, p. 143-157

発表論題（和文）	アパレル業界の環境問題解決に向けた学生主導型プロジェクト：環境配慮型衣料の導入と学内サーキュラーエコノミーへの展開
発表者氏名・所属（和文）	野村 佐智代／野村ゼミ（創価大学）
発表論題（英文）	"Student-Led Project to Address Environmental Issues in the Apparel Industry: Promoting Eco-Friendly Clothing and Toward a Circular Economy on Campus"
発表者氏名・所属（英文）	Prof. Sachiyo NOMURA Nomura Seminar, Faculty of Business Administration, Soka University
（共同研究の場合）共同研究者氏名・所属（和文）	創価大学 経営学部 野村ゼミ
キーワード（4語）	サーキュラーエコノミー、再生素材、LCA、カーボンニュートラル
<p>発表要旨本文</p> <p>研究・活動目的/問題意識：</p> <p>本報告は、ゼミにおける研究・活動の一環として、過去5年間にわたり継続して取り組んできた、アパレル業界の環境問題解決に向けた学生主導のプロジェクトの成果と今後の展望について報告するものである。2023年の本学会では、産学連携を通じて衣類のライフサイクル全体にわたるアップサイクルの実現と、衣類回収による大学発サーキュラーエコノミーの構築を目指した取り組みについて報告した。2024年度は、学生団体が年間を通じて大量に製作・使用するユニフォーム等の衣料品が環境に与える負荷に着目し、以下の3点を目標に調査研究および実践的活動を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境配慮型 T シャツへの移行による CO₂削減効果の可視化 2. 創価大学が 2021 年 4 月に発出した「気候非常事態宣言」に掲げる 2050 年カーボンニュートラルの達成」への貢献 3. 学生自身による GHG 排出量の計測を通じた、環境意識の向上および主体的な行動変容の促進 <p>本報告では、これらの取り組みによって得られた成果と今後の課題について報告するとともに、現在進行中の学内における「紙のサーキュラーエコノミー実践」に関する活動についても併せて発表する。</p> <p>研究・活動実績：</p> <p>プロジェクトの初期段階では、環境配慮型衣料の定義を明確にするための調査を行った。多くの学生が製作する T シャツが、GHG 排出量の計測が困難な綿製品である現状を踏まえ、LCA レベルでの GHG 排出量計測が可能な再生素材（リサイクルポリエステル）できた製品を採用した。さらに、GHG 排出量の計測方法を習得した学生が中心となり、参加団体の学生に対してレクチャーを実施した。当初は、各団体が従来の T シャツ（綿製）を製作した場合と、今回採用した環境配慮型 T シャツ（リサイクルポリエステル製）とで、GHG 排出量が具体的にどの程度異なるのかを実際に計測する取り組みを行う予定だったが、上述のとおり、綿製品の LCA レベルでの計測は正確な測定が困難だったため、以下の方法で計測を行った。すなわち、通常のポリエステル製品と私たちが採用したリサイクルポリエステル製品の GHG 排出量との比較である。その結果、計 103 枚のリサイクルポリエステル製 T シャツを作製し、ポリエステル製比 41.75kg 削減することができた。</p> <p>また、T シャツを作製した学生団体にアンケート調査を実施したところ、GHG 排出量を LCA レベルで測定することの重要性やファッション業界の視点からの環境問題を初めて知ったといった声が散見されるとともに、自分たちも行動を変えていくことの大切さを認識したとの意見を収集することができた。</p>	

研究・活動結果と考察：

本プロジェクトを通じて、以下の成果が得られた。

1. 衣料品（素材）における環境配慮の差異をプロジェクトを通して具体的に考察できた。
2. 大学と企業との連携による実践的な教育研究の実現。
3. 学生自身による GHG 排出量計測を通じた、主体的な環境教育機会の創出。

また、今回のプロジェクト実施により、衣類の回収やアップサイクルで先導している(株)JEPLAN との産学連携が実現したことで、以前から行っていたものの難航していた衣料品回収、アップサイクルの道筋ができた。(株)JEPLAN が H&M や無印良品の店舗に設置している回収ボックスを本学でも設置可能との許可を得たことで、大学発サーキュラーエコノミーの実践に一歩近くづくことができた。

結論および今後の課題：

本プロジェクトは、学生主体による GHG 排出量の計測を通じて、環境問題への理解を深めるとともに、実践的な学びを促進する成果を上げた。一方で、学生が計測した GHG 排出量を大学の温室効果ガス削減量として公式に算入することを目指していたが、大学が採用している金額ベースの計測手法との整合が取れず、反映には至らなかった。このギャップにより、プロジェクトの最終的な目標には到達できなかったが、物量ベースでの計測方法は金額ベースに比べてより精緻な計測が可能であることが分かった。

物量ベースの計測方法は、製品単位での GHG 排出量を正確に計測できるため、今後の環境データ管理において有用であるものの、サプライヤーから直接提供を受けた一次データに比べると、精度の面で課題が残ることが明らかとなった。一次データの活用により、より正確な計測が可能であるが、サプライチェーン全体から得られるデータの統一性や信頼性を確保することが課題である。

本報告を通じて得られた知見は、環境配慮型衣料の普及や大学のカーボンニュートラル推進に向けた今後の活動に活かされることが期待される。

参考文献：

- ・ Lacy, P., J. Long and W. Spindler (2020) *The Circular Economy Handbook: Realizing the Circular Advantage*, 1st Edition, Palgrave Macmillan, London. ピーター・レイシー、ジェシカ・ロング、ウエズレイ・スピンドラー [アクセンチュア訳、海老原城一監訳] (2020) 『サーキュラーエコノミーハンドブック 競争優位を実現する』日本経済新聞出版社。
- ・ 梅田靖、21 世紀政策研究所編 (2021) 『サーキュラーエコノミー—循環経済がビジネスを変える』勁草書房。
- ・ 中石和良 (2020) 『サーキュラー・エコノミー 企業がやるべき SDGs の実践の書』ポプラ新書。
- ・ (財)日本ファッション教育振興協会監修 (2006) 『ファッションビジネス概論』(財)日本ファッション教育振興協会。

発表者プロフィール (共同発表者を含め 400 字以内)：

野村 佐智代：創価大学経営学部教授。環境経営学会理事。創価大学 SDGs 推進センター副センター長、サステナブルキャンパス検討部会委員。専門は財務管理論、環境マネジメント。著書に 野村佐智代・中小企業・ベンチャービジネスコンソーシアム編『中小企業の SDGs』中央経済社、2022 年。野村佐智代・山田雅俊・佐久間信夫編『現代環境経営要論』創成社。2021 年。

創価大学経営学部野村ゼミ：学習成果やプロジェクトを、毎年、エコプロや学内のイベント等で公表、啓蒙している。近年では食品ロス問題や衣料品の環境問題解決に着目し、先輩から後輩へと引き継ぎながら、持続可能なキャンパス構築、地域創成に挑戦している。本報告の環境配慮型の衣料品への代替を促進および大学のカーボンニュートラル貢献を目指すプロジェクトは、学内の「第 2 回 SDGs グッドプラクティス優秀賞」に採択された。

発表論題 (和文)	田舎館村田んぼアートに見るアート・イベントと地域活性化 —地域ステークホルダーの協働に基づく地域おこし—
発表者氏名・所属 (和文)	矢口義教・東北学院大学
発表論題 (英文)	Local Revitalization Based on Rice Paddy Art at Inakadate Village : Promoting the Cooperation among Local Stakeholders
発表者氏名・所属 (英文)	Yoshinori Yaguchi・Tohoku Gakuin University
(共同研究の場合) 共同研究者氏名・所属 (和文)	
キーワード (4 語)	田んぼアート、地域おこし活動、共生と共有、コレクティブ・インパクト

発表要旨本文

I 研究目的/問題意識 :

地方創生が声高に叫ばれている状況下においても、地方の衰退、とくに産業面では農業や水産業といった第 1 産業の衰退が加速している。地方を創成するためには、移住促進や企業誘致などの施策が考えられるが、交流人口を拡大して、地域を構成するステークホルダー（地域ステークホルダー（地域 SH））を経済的・社会的にも活性化させる地域おこし活動が必要になる。

本報告では、田舎館村における田んぼアートというアート・イベントに注目することで、地域 SH の協働に基づく地域おこし活動を考察する。これに注目する理由は、地方と農業という地方創生の重要事項に関係するものであるとともに、30 年以上にわたる持続的取り組みを有しているからである。田んぼアートをめぐる地域おこし活動において、地域 SH 間の関係性とパワー関係を体系的に捉えるとともに、共生と共有の観点、ならびにコレクティブ・インパクト (CI) の観点から望ましい取り組みへ向けた展望と課題を示すことで、学術的・実践的な観点から示唆を得ることを目的とする。

II 先行研究レビューを踏まえた研究課題 :

アートと地域活性化に関する先行研究をレビューすると、以下の 6 つの視点に分類される。1. アートと観光 (David, 2018)、2. アートを通じた人とのつながり (Meng and Simona, 2023)、3. アートと地域の持続可能性 (馬渡, 2021)、4. プロジェクト後の住民意識調査 (鷺見, 2012)、5. 地域資源活用によるアート (浅田, 2023)、6. アート・イベントを通じた学生教育 (水谷ほか, 2023) である。また、田んぼアートに限定すると、稲穂の葉色や健康作用 (佐藤ほか, 2015; 青木ほか, 2019) や教育 (中村・松添, 2022) のように極めて限られる。

先行研究の課題を整理すると、①農業や水産業という第 1 次産業への注目、②一部、定量調査のための枠組みを示すものもあるが (鷺見, 2012)、分析・考察枠組みを設定せず事例紹介内容に留まること、③単発的・期間限定的な取り組みに終始するため恒常的活動への焦点、④地域 SH 間の関係性を体系的に捉えていないこと、⑤地域おこしが有する経済的な効果についても不明であり、最後に、⑥課題や示唆についても、研究者の感想や一意見程度に留まり根本課題を浮き彫りにできていない。

これらの課題に対応する形で、本報告では研究課題を設定している。①と②に対応する形では、農業に基づいた地方創生に関する枠組み設定、③では、田舎館村田んぼアートは、年間を通じた恒常的取り組みとなっている。

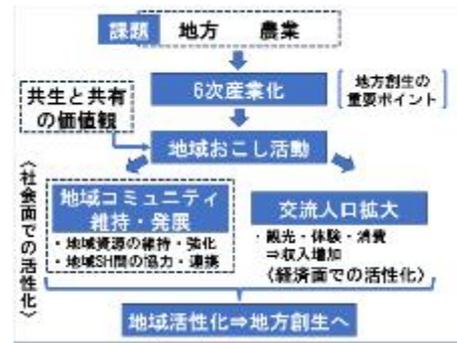
④と⑤に関して、地域 SH 間の関係を捉えるとともに、若干ながら、経済効果にも言及していく。⑥最後に課題析出について、考察プロセスで得られた内容に加え、課題を析出するための 2 つの視点をを用いて、地域おこしの根本的な課題を析出する。

III 研究方法 :



研究については、まず、課題としての地方と農業、すなわち地方創生を設定し 6 次産業化に基づく地域おこし「田んぼアート」に注目する。そこでは、共生と共有の価値観に基づいて考察する。地域活性化には、社会面と経済面からの活性化が図られていく。社会面では、地域コミュニティの維持・発展、そして地域資源の維持・強化や地域 SH 間の関係性に焦点を当てる。また、経済面では、交流人口拡大を主体に経済的な効果にも言及する。

そして、これらについて田舎館村田んぼアートの全体的な経緯を体系的に捉えていき、その後、資料に基づき SH 関係を整理するとともに、関係者へのヒアリング調査に基づいて、実態に即しながら、その関係や経済成果について明らかにしていく。2 次資料を中心しつつ、ヒアリング調査に基づく実証調査を行う。



IV 研究結果と考察：

田んぼアートにおける地域 SH 関係は多様であり、それらの調整が必要になるが、それを田舎館村が担っている。また入館料収入と田んぼアートの直接的な費用では、費用が超過するため直接的な経済効果が得られていない。経済的な波及効果を測定することが困難であり、観光客も通過型観光のためほとんど効果が期待できないという。そして、田舎館村のトップダウンで進められているため、真の意味で地域 SH 間の自発性と共生意識が育まれているのか疑問視せざるを得ない。地域全体での地域おこしは、地域 SH の共生と、地域資源の共有に基づいて経済・社会面の双方から活性化されることが、その継続的な取り組みに実現すると想定される。しかし、田舎館村田んぼアートは持続的な地域おこしであるが、その内実は地域住民活動ではなく、自治体によって公共的に維持された取り組みなのである。

CI の観点から、①共通のアジェンダ、②共通の測定方法、③継続的意思疎通、④参加者の相互補強の取り組みが満たされることで、地域 SH 間の協業が達成される。田舎館村田んぼアートでは、①の要件は満たされるが、②～④の要件が不十分である。また、地方衰退のような適応課題の解決には「アダプティブ・リーダーシップ」が求められるが、これに向けて、田舎館村が田んぼアートの支柱になりつつも、地域 SH が主体となる地域おこしへの体制を構築する必要がある。



V 結論：

結論として、田んぼアートに基づく田舎館村の取り組みは、地方創生にも合致する地域おこしの一環として位置づけられる。実際に、2024 年度に総務省の「ふるさとまちづくり大賞」を受賞するなど、一定の評価を得られるようになっている。現在、持続的な取り組みが実施されているが、あくまでも田舎館村が中心を担っている。本来は、地域振興主体として地域おこし活動を支援する役割であるが、これでは本質的な役割の分担に至っていない。実際に、多くの地域活性化への取り組みが、自治体を実質的に主体になっていると想定される。今後、資金面での支援もしつつ、地域おこしを民間主体へと移管していくことが課題になるであろう。

参考文献

Kania, J. and M.R. Kramer (2011) , “Collective Impact,” *Stanford Social Innovation Review*, Winter 2011, p.36-p.41.そのほかについては、報告時に提示いたします。

発表者プロフィール (共同発表者を含め 400 字以内)

東北学院大学経営学部教授。専門分野：CSR、企業倫理、環境経営。近年の研究テーマ：①中小・同族企業の CSR 原理と事業承継、および地域活性化に関する研究。主著：『震災と企業の社会性・CSR—東日本大震災における企業活動と CSR—』創成社、2014 年、『地域を支え、地域を守る責任経営—CSR・SDGs 時代における中小企業経営と事業承継—』創成社、2023 年。

発表論題（和文）	労働時間生産性と収益性の関係 —日本における4業種の分析—
発表者氏名・所属（和文）	平岡 秀福（創価大学）
発表論題（英文）	The Relationship between Per Hour Labor Productivity and Profitability : Analysis of Four Industries in Japan
発表者氏名・所属（英文）	Shufuku Hiraoka, Soka University
キーワード（4語）	平均総労働時間, 労働時間生産性, ROE, ROA
<p>発表要旨本文</p> <p>I 研究目的/問題意識：</p> <p>労働時間当たりの付加価値（以下、労働時間生産性と略す）の向上は、労働時間を短縮またはその増加を抑えながら給与を増加させると同時に、従業員の働きぶりを企業の利益業績やその他のステークホルダーへの分配額の増加に貢献させることを課題としている。本報告は、COVID-19前の4年間、禍の2年間、後の2年間の8年間の分析から労働時間生産性の代理変数（＝時給＋時間営業利益）と収益性との関係性を解明することを目的としている。</p> <p>II 先行研究レビューを踏まえた研究課題：</p> <p>平岡[2022b][2024]では、COVID-19前と禍の6年間における日本企業の労働時間生産性の業種間と業種内企業間の格差、29業種の労働時間生産性とROE、ROAの相関を明らかにした（本報告では、この中でとくに正の相関の高かった医薬品、化学、繊維製品、鉄鋼の4業種のCOVID-19後の2年間のデータも加味して分析した結果を報告するが、一方で相関の低かった業種の特徴（労働時間が長い、時間生産性または自己資本比率が低いことなど）についても言及する）。</p> <p>Coscio[2006]は時給の高い企業の労働時間当たり営業利益が高いケースを紹介し、高時給によるモチベーションの高さが労働時間当たり営業利益の高さにも影響を与えることを示唆している。Strain[2019]は、従業員報酬の成長と生産性の成長の関係を明らかにした。生産性の増加を伴わない給与の増加は企業業績を圧迫するため、持続可能性の観点からも長期的に同一歩調でプラス成長させていくことが戦略的に重要となる。Lazear[2000]の研究からは、時給から出来高給への移行が生産性を向上させるという実証結果が明らかにされており、このことは同一労働時間でより高い付加価値を生み出すと、労働時間生産性が向上し、労働分配率が一定なら企業利益も増加することを意味する。神ノ田[2018]は、日本の一般労働者の年間労働時間について言及し、リーマンショック時の減少を除くと、日本では2016年まで2,000時間を超えていたことが報告されているが、これまでの平岡[2022a][2022b][2023][2024]の一連の研究では、業種間と企業間で格差はあるものの、2000時間を下回る業種が多く、各業種平均と全産業平均の時系列では、COVID-19前・禍でさほど格差はなかった。このことは本報告のCOVID-19後2年間を加味した分析においても同じことがいえた。今後、労働時間の延長を抑えながら、あるいはむしろ短縮しながら付加価値を向上させることは、佐藤[2008]がいう長時間労働の原因の一つである時間を軽視した仕事の成果主義の行き過ぎや、Ono[2018]のいう長い労働日数や時間の問題点を克服するために必要であるといえる。平均年間給与と一人当たり売上高の高い相関を説明した研究として須田ほか[2011]があるが、労働時間を指標に組み込んでおらず、その長期化の抑制や短縮化を進めながら生産性を向上させるという課題解決の方向性を示す本報告の独自性がここにある。</p> <p>III 研究方法：</p> <p>本報告では、週刊東洋経済臨時増刊『CSR企業総覧（雇用・人材活用編）』の2017年度～23年度版に掲載されている8年間の平均年間給与、総労働時間、従業員数と『会社財務カルテ』と『会社四季報』に掲載されている同期間の営業利益、ROE、ROAのデータを用い、加算法を想定した労働時間生産性の代理変数の定義と妥当性を明らかにし、それとROE、ROAとの相関関係と回帰を医薬品（サンプル数168）、化学（サンプル数556）、繊維製品（サンプル数91）、鉄鋼（サンプル数67）の4業種において分析する定量的研究方法を採用した。</p> <p>IV 研究結果と考察：</p> <p>労働時間生産性の代理変数は、8年間の分析で、医薬品産業ではROEとの相関が0.698、ROAとの相関が0.758、繊維製品産業ではROEとの相関が0.857、ROAとの相関が0.855、鉄鋼産業ではROEとの相関が0.659（労働時間生産性の対数との相関が0.685）、ROAとの相関が0.657（労働時間生産性の対数との相関が0.692）、化学産業ではROAとの相関が0.668という高い研究結果が</p>	

得られた（COVID-19 前に禍を加味した 6 年間では、その影響で一時的に相関が下がる傾向も一部観察され、これに COVID-19 後の 2 年間を加味しても、いまだその影響から抜け切れていないと思われ、さらに相関と因果の混同がないかを確認するため、プロット図を作成して観察し、回帰分析も実施した。考察として、これらの 4 業種では労働時間生産性の向上が十分に収益性を向上させると推測される。

V 結論：

日本生産性本部[2024a][2024b]の調査報告によると、日本企業の労働時間生産性は、急激に落ち込んだ時期を経て、2023 年からは回復傾向にある（OECD 加盟国 38 加盟国中 29 位で前年比上昇率は 9 位）。本報告では 4 業種に絞って分析したが、サステナビリティを経済的に支える収益性への影響を労働時間という視点から測定した生産性指標により、従業員にも優しく、ステークホルダーへの分配にも貢献するという結果が確認できた。なお、当日の報告では、4 業種の相関が高い理由や共通点（技術力、研究開発や固定資産への投資が利益を生み出す時間効率性、時給対時間営業利益の比など）についても考察したい。

参考文献

神ノ田昌博[2018]「労働時間と労働生産性」『産業保健21』第94号, 28頁.

平岡秀福[2022a]「時間営業利益に関する研究—Before COVID-19の日本における業種別分析—」『創価経営論集』第46巻, 第1号, 11-26頁.

平岡秀福[2022b]「時間生産性に関する研究：Before COVID-19のデータを活用した分析」『創価経営論集』第46巻, 第1号, 27-44頁.

平岡秀福[2023]「時間当たり年間平均給与に関する研究—COVID-19前から禍にかけての分析—」『創価経営論集』第47巻, 第1号, 1-15頁.

平岡秀福[2024]「日本企業の労働時間生産性—COVID-19前から禍にかけての分析—」『創価経営論集』第48巻, 第1号, 1-22頁.

日本生産性本部[2024a]『労働生産性の国際比較2024』日本生産性本部.

日本生産性本部[2024b]『日本の労働生産性の動向2024』日本生産性本部.

佐藤厚[2008]「仕事管理と労働時間—長時間労働の発生メカニズム—」『日本労働研究雑誌』No.575,27-38頁.

須田一幸・河榮徳・奥村雅史・大鹿智基[2011]「実証研究の視点からの財務報告の分析」広瀬義州編著『財務報告の変革』第5章所収, 中央経済社.

山本勲・黒田祥子[2014]『労働時間の経済分析—超高齢社会の働き方を展望する』日本経済新聞出版.

Cascio, Wayne F [2006] “The High Cost of Low Wages,” *Harvard Business Review*, December, p.23.

Hiraoka, S [2023] “The Study of Japanese Companies’ Per Hour Labor Productivity,” *Sustainable Employment and Network Management, Japanese Management and International Studies-Vol.20*, pp.71-82. World Scientific.

Lazear, Edward P [2000] “Performance Pay and Productivity,” *The American Economic Review*, No.90, No.5, pp.1346-1361.

Ono, Hiroshi [2018] “Why Do Japanese Work Long Hours?” *Japan Labor Issues*, Vol.2, No.5, February-March, pp.35-49.

Strain, Michael R [2019] “The Link Between Wages and Productivity is Strong,” *American Enterprise Institute and Institute for the Study of Labor*, pp.169-179.

発表者プロフィール

創価大学 経営学部 経済学研究科 教授 博士（経営学）1962年 大阪市に生まれる。

1987年 筑波大学 大学院 経営・政策科学研究科 修了。1991年 創価女子短期大学 専任講師。

1994年 公益社団法人日本プラントメンテナンス協会 工場内事務部門の生産性向上技法研究委員会委員。1996年 創価大学助教授 経済連合日中自動車プロジェクト・メンバーとして改善指導。

2005年より創価大学 教授 現在に至る。2007-8年 ニューヨーク州立大学 客員研究員。

2011年 日本経営分析学会（現日本経済会計学会）学会賞（著書の部）受賞。

2014年～2024年 日本管理会計学会常務理事, 日本組織会計学会, 日本経営分析学会, 日本社会

関連会計学会, 環境経営学会理事を歴任。2025年4月より日本組織会計学会 会長。

発表論題（和文）	非財務的な企業価値の可視化 ～従業員インパクト～
発表者氏名・所属（和文）	丸山 秀一 ・ 法政大学大学院公共政策研究科サステナビリティ学
発表論題（英文）	Visualisation of non-financial corporate value.～Employee impact～
発表者氏名・所属（英文）	Shuichi Maruyama ・ HOSEI University Graduate School of Public Policy and Social Governance
（共同研究の場合）共同研究者氏名・所属（和文）	
キーワード（4語）	企業価値、従業員インパクト、貨幣換算、財務情報との相関

発表要旨本文

I 研究目的/問題意識：

企業の価値は、一般的には将来獲得することが期待される利益やキャッシュフローに基づくインカムアプローチや他社比較に基づくマーケットアプローチ等により測定・評価され、それは主に株主にとっての価値となる。しかしながら、企業が単なる「利潤を追求するという経済的主体」から「持続可能な社会の実現を牽引する役割」へ求められる役割も変わってきている中で、株主にとっての価値だけで企業が持つ価値を測ることは難しくなっている。

そこで、「企業の価値」を、企業が「獲得する」経済的な価値ではなく、様々なステークホルダーに対し“創出し提供する”社会的な価値と考え、その価値の可視化を試みる。本研究では、ステークホルダーの一つである従業員に焦点を当てる。従業員が企業から得られる価値は主には賃金であるが、それ以外にも安定的な収入の期待やスキルアップなど定量化されていない価値も得られていると考えられる。一方で、安全性への懸念や長時間労働など負の価値も考えられる。それらを貨幣換算することにより、賃金以外の“見えない価値”がどの程度もたらされているかを定量的に可視化する。

II 先行研究レビューを踏まえた研究課題：

近年は人材を「資本」として捉え、その価値を最大限に引き出すことで企業価値を向上させる人的資本経営が取りざたされており、また各種開示基準においても従業員に対する取り組みの開示が求められている。更に ESG に取り組んだ成果として環境や社会に対しどのような影響(インパクト)を及ぼすかを可視化するインパクト会計も研究が進められている。

しかしながら、現状のインパクト会計は現時点で開示を求められていないパラメータを必要とし、また日本の企業において実際に従業員に対して取り組んでいる内容を十分に表現できない。

そこで、各種開示基準で求められる項目を踏まえ、インパクト会計の手法を基に、簡易で現実的な算出方法を構築する。その方法を用いて、複数の日本企業が開示している情報から、従業員に対してもたらされる“見えない価値”を貨幣換算し可視化する。

III 研究方法：

ISO30414 や GRI スタンドアードなど、人(従業員)に関する開示基準があるが、各種開示基準で求められる項目、及び各社の人(従業員)に関する取組みは区々であり、それらの分類・整理は一概には難しい。そこで内閣官房非財務情報可視化研究会が 2022 年に公表した人的資本可視化指針で整理された以下の 7 分野をベースとする。

育成	エンゲージメント	流動性	ダイバーシティ	健康・安全	労働慣行	コンプライアンス
----	----------	-----	---------	-------	------	----------

それぞれの分野において、各社の活動とアウトプットから得られる従業員に対するインパクトパスウェイを想定し、HBS・IWA プロジェクト及び VBA における貨幣価値換算手法を応用・拡大してそのインパクトの算出方法を検討する。

そして、その算出方法をもとに、日本の複数の企業が開示するデータを抽出して、従業員に対する価値の大きさを試算する。その算出された結果をもとに、業種間の傾向や財務情報との関係について考察する。

IV 研究結果と考察：

日経 225 において企業数の多い、電気機器・化学・機械・輸送用機器・食料品・陸運業・サービス業・医薬品・建設業・小売の 10 業種 46 社を対象に従業員に関する開示データを収集し、それらを前述の 7 分野に整理してインパクトを貨幣換算し可視化した。ただし 7 分野中 3 分野はインパクトの算出が不可であったため、4 分野 7 項目でのインパクト結果をもとに考察する。

まず従業員一人当たりのインパクトは 1,515 千円となった。各社の平均年間給与の平均値が 8,195 千円であることから、各社の従業員に対する取り組みによる賃金以外の“見えない価値”の大きさを可視化すると、賃金の約 18% という結果が得られた。

また財務データと各インパクトとの相関も調査した。一人当たりの値で見ると、売上、営業利益、経常利益と各インパクトの間で、ほとんどの指標で相関がみられない。例えばダイバーシティインパクトの一つである女性比率インパクトとの相関は見られず、女性の比率が高いと一人当たりの売上や利益が下がるという傾向は見られない。売上高利益率などの収益性と各インパクトについてもいずれも相関が見られなかった。賃金の上昇、従業員の育成、育児休暇推進、労働時間短縮など、コストが増加し利益を圧迫する要因と思われがちであるが、収益性の観点で見れば、従業員に対する価値が大きくなると収益性に負の影響を与えるという傾向は見られない。

V 結論：

企業の価値は、財務資本の提供者に対する価値に加え、人的資本、自然資本など様々なステークホルダーに対する価値もバランスよく創造され提供されるのが望ましく、それらの多様な価値を総合したものが真の企業価値であると考え。本研究では、その中の一つである従業員に対する価値に着目し、賃金以外の“見えない価値”の可視化を試みた。

人的資本経営がめざす「従業員価値を高めることにより株主価値(狭義の「企業価値」)が高まる」という結果は得られなかったが、少なくとも株主に対する価値と従業員に対する価値はトレードオフではないという結果が得られた。「企業価値」を様々なステークホルダーに対する価値の総体でとらえた場合、企業価値を構成する要素を共に高めていくことができると考える。

本研究では従業員に対する価値を貨幣換算し可視化を試みたが、それ以外のステークホルダーに対する価値の可視化も進めることで、今後の企業価値の総体の可視化につながることを期待できる。

参考文献

- ・日本公認会計士協会(2013) 経営研究調査会研究報告第 32 号「企業価値評価ガイドライン」
- ・非財務情報可視化研究会(2020)「人的資本可視化指針」
- ・林 寿和、松山 将之(2023)「インパクト加重会計の現状と展望 半世紀にわたる外部性の貨幣価値換算の試行を踏まえた一考察」金融庁金融研究センター
- ・David Freiberg, Katie Panella, George Serafeim and T. Robert Zochowski“Accounting for Organizational Employment Impact” Working Paper 21-050, Harvard Business School
- ・value balancing alliance(2022)“Impact Statement Topic-Specific Method Paper : Social and Economic”

発表者プロフィール

1995.3 東京工業大学 工学部 経営工学科卒 1995.4 日本電信電話株式会社 入社
現職 (株)NTT ファシリティーズエンジニアリング 環境コンサルティング事業部 環境マネジメント部部長
2022.3 法政大学大学院 公共政策研究科 サステナビリティ学修士課程修了
現在 同大学院サステナビリティ学博士課程 2 年

発表論題（和文）	サステナビリティ経営に向かうインテグリティの2層構造 —官僚主義を打破した稲盛和夫の日本航空の事例を中心に—
発表者氏名・所属（和文）	村瀬次彦・法政大学大学院公共政策研究科サステナビリティ学専攻博士後期課程
発表論題（英文）	Two-tiered structure of integrity towards sustainability management The case of Kazuo Inamori's Japan Airlines, which broke through the bureaucracy.
発表者氏名・所属（英文）	PhD student, Department of Sustainability Studies, Graduate School of Public Policy, Hosei University, Tsugihiko Murase.
キーワード（4語）	稲盛和夫 インテグリティ サステナビリティ 企業倫理

発表要旨本文

I 研究目的/問題意識：

硬直化した組織文化は、企業の柔軟な対応を妨げ、変革の障害となる不作為の暴走を許すこともある。オーバーコンプライアンスなどの形式主義的なアプローチが負の側面を助長していると思われる。安全で安心な職場環境や心理的安全性を確保した風通しの良い生産性の高い組織を創るためには、一人ひとりが理想、目的、責任に向かって、自己管理が徹底した自走型組織の構築する必要があるのではないだろうか。そのためには「インテグリティ」の考え方を経営の視点として議論する必要性があると思われる。

II 先行研究レビューを踏まえた研究課題：

企業経営に関する官僚主義、インテグリティ、経営者哲学などの先行研究を学際的に概観したなかで、現代の企業経営において官僚主義の打破とインテグリティの考え方が求められると思われる。組織が柔軟かつ迅速に意思決定を行い、環境の変化に対応し続けるためには、一人ひとりが理想、目的、責任に向かって、自己管理が徹底した組織文化（ソフト）と、個人と組織の人間性を育み生産性を向上させる仕組み（ハード）が求められる。この2つをバランスよく実現することによって、企業は持続可能な成長を遂げ、社会的責任を果たしながら、強固な市場ポジションを築くことができると思われる。

稲盛和夫（1832年～2022年、以下、稲盛という）は、倫理戦略を経営の軸に掲げ、官僚主義を戒め現場主義を貫いた希代の経営者である。稲盛の経営者哲学からインテグリティの実践を捉えることにする。

RQ：稲盛のインテグリティとは何か、理念や信条の組織内への浸透には何が必要なのか

III 研究方法：

本稿では、稲盛の経営者人生を振り返るために、稲盛経営哲学研究センター開設記念講演会講話録の計量テキスト分析を行った。一般的に汎用性されているテキストマイニングツールである「AIテキストマイニング」「KH Coder」において、視認性が高い理由から「AIテキストマイニング」を選択した。分析手法は、キーワードの出現頻度を定量的に把握できる「ワードクラウド」、キーワードの関連性を分析する「共起ネットワーク」により、稲盛の経営者像を俯瞰的、体系的に捉える。

また、「羽田空港地上衝突事故」をリスク回避の安全管理モデルであるスイスチーズモデルを援用して、守りのRM（Risk Management）から攻めのERM（Enterprise Risk Management）を体現した事例として分析を行なったうえで、理念・価値観と事故対応との整合性を捉える。

IV 研究結果と考察：

稲盛のインテグリティは、自らの素朴な正義感、倫理観を取り込んだフィロソフィを社員の日常の行動や意思決定に反映させ、組織としての一貫性、完全性に向けて、努力する姿勢である。そのため、「経営理念」「フィロソフィ」「憲章」「行動基準」「評価」などを一貫通貫させる仕組みを作り、率先垂範して教育、指導を行い、「仏作って、魂を入れる」ことを愚直に実践したのである（RQの最適解）。

近代経済学理論モデルである損得で動く経済合理性の人間性ではなく、稲盛が求める人間性

は、「人間として何が正しいか」を追い求め、普遍的な道徳や倫理、利他の精神が必要不可欠な人間性である。理念・価値観に沿った自然との共生と循環型社会に向かうサステナビリティ経営を実現するために、精神的なフィロソフィ教育と物質的な管理会計システムであるアメーバ経営を組み合わせたインテグリティの2層構造を形成させ、社員の生産性を最大限に高めることで、自らの経営哲学を具現化させたといえる。

V 結論：

不作為の暴走を許す硬直化した組織文化から、インテグリティの2層構造である物質的な経営の一貫性と精神的な誠実さをもって長期的な視点で事業展開を行う組織体への移行は、資本主義社会の矛盾を是正する可能性を秘めており、安全・安心でサステナブルな社会の実現に貢献できると考えられる。

主な参考文献

- Paine, L. S. (1994). Managing for organizational integrity. *Harvard Business Review*, Vol. 72, No. 2, pp. 106-117.
- Weber, M. (1922). *Wirtschaft und Gesellschaft*. J. Winkelmann (Ed.). J.C.B. Mohr (Paul Siebeck). 日本語訳: ウェーバー, M. (1979). 『経済と社会 (大塚久雄 訳)』岩波書店。
- 引頭麻美編著 (2013) 『JAL再生』日本経済新聞出版社。
- E. H. エリクソン (1973) 『アイデンティティ』金沢文庫。
- 稲盛和夫 (1999) 『アメーバ経営: 経営革新を実現する戦略と手法』ダイヤモンド社。
- 稲盛和夫 (2008) 『実学・経営問答一人を生かす』日本経済新聞社。
- 大田嘉仁 (2018) 『JALの軌跡-稲盛和夫の良き思いがもたらしたのもの』致知出版社。
- 大塚祐一 (2019) 「インテグリティとはなにか」『日本経営倫理学会誌』第26号, 103-116頁。
- 長谷川直哉 (2021) 『SDGsとパーパスで読み解く責任経営の系譜』文眞堂。
- 三浦后美 (2013) 「日本航空 (JAL) とアメーバ経営」『社会科学論集』第139号, 59-73頁。
- 村瀬次彦 (2022) 「日本企業に求められる共有価値創造の経営戦略」『日本経営倫理学会誌』第29号, 133-150頁。

発表者プロフィール (共同発表者を含め 400 字以内)

25 年間在籍したキリンググループでは、医薬事業の自販体制構築、経営統合、CSR 推進を担ってきました。現在は、法政大学大学院公共政策研究科で共有価値創造、サステナビリティ経営の研究を続けている。一般社団法人経営倫理実践研究センターでは常務理事を拝命し、東証プライム上場企業を中心とした 170 社以上の会員企業と共に経営倫理の啓発に取り組む。また、東京交通短期大学では、「ビジネス倫理」の講義を担当。より良い産学連携の姿を目指している。

発表論題（和文）	中小建設業における外国人技術者活用 ～事例研究による持続可能な経営への取り組みと課題についての考察～
発表者氏名・所属（和文）	早川美由紀・株式会社真経営
発表論題（英文）	Promoting the participation of foreign engineers in small and medium-sized construction companies: Consideration of efforts and future challenges towards sustainable management through case studies
発表者氏名・所属（英文）	Miyuki HAYAKAWA・Makoto Management Co.,Ltd.
（共同研究の場合）共同研究者氏名・所属（和文）	
キーワード（4語）	中小建設業 ダイバーシティ 外国人技術者 持続可能性
<p>発表要旨本文</p> <p>I 研究目的/問題意識：</p> <p>中小建設業の技術者不足と高齢化が深刻となっている。その一方、環境問題やDX等の新たなニーズや課題により技術者の質の維持・向上もないがしろに出来ない。DE&I（ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン）の潮流の中で、持続可能な経営のためには専門知識を持った外国人技術者を戦略的に採用・育成・活用することも有効な選択肢の1つと考えられる。</p> <p>本研究の目的は、「働く側」と「雇う側」の視点から、中小建設業にとって持続可能な経営のためにどのようなことが必要なのかを明らかにすることである。ここでいう持続可能な経営とは、多様な人材がその能力を最大限に発揮し、組織に貢献できる機会と環境を整えることで、人材不足という構造的課題に対応しながら、社会的・経済的な価値を継続的に創出する経営とする。そのため、本研究では外国人技能者ではなく、経済的な価値創出にも貢献が期待される外国人技術者にフォーカスし、以下、2つのリサーチクエスチョンを設定した。</p> <p>① 外国人技術者活用に積極的に取り組んでいる中小建設業にはどのような特徴があるのか？</p> <p>② 上記企業における課題は何か？</p> <p>II 先行研究レビューを踏まえた研究課題：</p> <p>本研究の学術的意義は「企業規模」と「業種」、「事業内容や戦略」、「期待する役割（在留資格）」の組み合わせに基づいた研究手法にあると考える。また、実務的貢献としては、技術者不足を喫緊の経営課題とする中小建設業に向け、外国人技術者活用の事例研究を通して、持続可能な経営のために必要なDE&Iのあるべき姿を提言するものである。</p> <p>III 研究方法：</p> <p>事例研究として、「働く側」の視点からは大学キャリアセンターと外国人雇用支援機関へ、「雇う側」の視点からは積極的に外国人技術者活用に取り組んでいる「国内市場向け戦略」の中小建設業5社へインタビューを行った。</p> <p>IV 研究結果と考察：</p> <p>「働く側」として、技術系高度外国人材は自分のスキルについて高く評価してくれる企業を世界の労働市場からシビアに選ぶ傾向が強い。また、経済的に豊かになる程スマートな労働環境を好み、建設業（建設コンサル以外）は敬遠されがちとなっていて、日本の建設業を志望する外国人材の国籍も移り変わっていく。一方、「雇う側」である企業は、働く側のニーズを理解しながら、ミスマッチを防ぐ採用活動の工夫と働きやすい環境整備を積極的に推進している。但し、建設業への求職者を増やすには一社の取り組みだけでは限界があり、国・業界全体も変わっていく必要が大いにあると思われる。</p> <p>V 結論：</p> <p>【リサーチクエスチョン①について】</p>	

経営戦略と人材戦略の連動がなされ、理念やリーダーシップスタイルを背景とした経営トップのリーダーシップが推進の要となっていた。経営トップ自らの直接的な働きかけによる DE&I 浸透と風通しのよい組織風土づくりが進められている点は中小企業ならではの強みである。そして、社内コミュニケーションや組織風土が改善したり、日本人社員に良い刺激を与えたりと社内活性化につながった企業や帰国後連携している企業も見られ、副次的効果が認められている。その一方で、評価制度やキャリアパス等の成果・成長を見える化する仕組みづくりが求められる。

【リサーチクエスト②について】

外国人技術者の中には帰国後起業というキャリアビジョンを抱く者が多い。その前提の下、戦力化を目指した OJT と資格取得支援が中心となり、組織における技術力の伝承（高齢化対策）・進化までには至っていない。加えて、指導する日本人ベテラン技術者の負担も小さくはない。即戦力の経験者採用強化の道も探りながら、入社後は身につけた技術力を暗黙知のまま技術者個人に留めず、形式知化して他施工現場や他部署等の知識と結合させ、新たに得た形式知を経験学習を通して、技術者個人の暗黙知へブラッシュアップする必要がある。これは一人ひとりの成長と組織における技術力の伝承・進化を同時に実現させるものと思われる。また、建設業の経営トップはもともと公共性の志が高い。これを活かした CSV の視点から「自分達は社会のために何をなすべきか」というありがたい姿を掲げると共に知・経験の D&I を通し、新たに必要とされる技術力を目指し続けることが、経済的な価値創出へ外国人技術者を活かすことにつながるとと思われる。

参考文献

- Micheal E. Porter and Mark R. Kramer (2011) 「共通価値の戦略」『DIAMONDO ハーバード・ビジネス・レビュー2011年6月号』ダイヤモンド社, 8-31 頁
- 患羅さとみ (2015) 「外国人労働者の受け入れと技術伝承・人材育成の課題—建設業における技能実習制度の背景・現在・未来」『建築コスト研究 NO. 91』建築コスト管理システム研究所, 31-37 頁
- 加藤雅則 (2022) 『両利きの組織をつくる』, 英治出版
- 野中郁次郎・竹内弘高 (2020a) 『〔新装版〕知識創造企業』, 東洋経済新報社
- 野中郁次郎・竹内弘高 (2020b) 『ワイズカンパニー 知識創造から知識実践への新しいモデル』, 東洋経済新報社
- 弘中文字子 (2023) 「中小企業と外国人技術系社員：技術力の向上を目指して」『商工金融 2023. 6』一般財団法人商工総合研究所, 66-75 頁
- 福嶋美佐子 (2016) 「外国人高度人材受け入れの現状と政策的課題—探索的調査研究」『公共政策志林第4号』法政大学公共政策研究科, 155-173 頁
- 福嶋美佐子 (2018) 「日本企業における外国人高度人材の採用・配置・育成」『移民政策研究 2018 第10号』移民政策学会, 129-146 頁
- 法政大学キャリアセンター市ヶ谷事務課 (2023) 「外国人留学生のための就職ガイダンス」資料
- 堀潔 (2023) 「企業戦略としての外国人活用を考える」『商工金融 2023. 6』一般財団法人商工総合研究所, 76-82 頁
- 湯川恵子 (2019) 「日本企業への外国人人材定着のためのサポート体制に関する研究」『日本経営診断学会論集 19』日本経営診断学会, 78-84 頁

発表者プロフィール (共同発表者を含め 400 字以内)

ライオン株式会社にて量販店営業、販促企画、人事に携わり、2007年3月株式会社真経営設立。人材教育・組織開発について中小企業から大企業まで400社超のサポートに関わる。キャリア開発、マネジメント、リーダーシップ開発、コミュニケーション、ビジネス思考等の人材教育、女性活躍推進、理念・戦略浸透や現場の目標達成支援等、「仕事に意義を感じ、笑顔と躍動感あふれる組織づくり」を目指している。

中小企業診断士、キャリアコンサルタント、ORSCC (Organization & Relationship Systems Certified Coach) 資格保有。2025年3月法政大学大学院公共政策研究科サステナビリティ学専攻修士課程修了。

発表論題 (和文)	シンガポールにおける「環境ガバナンス」とサステナブル戦略 — 国家イニシアティブの視点から —
発表者氏名・所属(和文)	中村みゆき・創価大学
発表論題 (英文)	‘Environmental Governance’ and Sustainability Strategy in Singapore: From the Perspective of State Initiatives
発表者氏名・所属 (英文)	Miyuki NAKAMURA ・ Soka University
(共同研究の場合) 共同研究者氏名・所属 (和文)	
キーワード (4 語)	シンガポール、環境ガバナンス、グリーンプラン、国家主導

発表要旨本文

I 研究目的/問題意識：近年、持続可能な開発をめぐる国際的な関心が高まる中、経済成長と環境保全をいかに両立させるかが各国に共通する課題となっている。特にアジア地域では、急速な工業化と都市化の進展に伴い、公害や環境汚染などの問題が深刻化しており、経済発展と環境政策のバランスをいかに取るかが問われている。こうした中で、シンガポールは独立以降、一貫して政府の強力な主導のもとで経済成長と環境保全を両立させており、その政策実績は国際的にも高く評価されている。本研究では、シンガポールの経済発展における環境政策の役割と意義を「国家主導性」（ソフト権威主義を特徴とする国家運営）という視点から明らかにすることを目的とする。また国家ガバナンスとの関連性を検討することで、最終的には他国と異なるシンガポール型の環境政策展開の実態を検証することも射程に入れたい。

II 先行研究レビューを踏まえた研究課題：シンガポールは政府による固有の国家ガバナンスモデル（権威主義的で高効率行政）に基づき、環境政策と経済発展を制度的に統合させ（Neo & Pow 2015）、一定の成功を収めた国である。これらは独立時からの Lee Kwan Yew による発展戦略として展開されてきた（Lee 2000）。同国は、環境課題を成長のコストではなく成長の資源として捉え、水資源（再生水プロジェクト:NEWater）や緑化都市戦略（ガーデンシティ構想）など高度で徹底した都市管理を実施してきた（Tortajada2006, Han2017）。近年は、スマートシティ政策を通じて都市の質を高めつつ外資誘致や新産業の創出に結びつけている（Yuen 2011）。こうした動向に関して、世界銀行は気候変動対応と経済競争力を両立する「グリーン成長都市」の代表事例と評価している（World Bank 2021）。

また IMF は脱炭素社会への移行を経済成長の機会とする動向を評価している（IMF 2021）。グリーンファイナンス政策に関して、政府系ファンドのテマセク社や GIC のサステナブル投資の拡大、再生可能エネルギーや脱炭素技術への資金流入を推進する金融市場育成で経済成長を図っている。ここでは触れないが、重要な環境施策として今後検討すべき課題である。

以上の環境施策と経済競争力の同時追求は、成果重視型の国家ガバナンスのもとで実現化したものである。一方で、こうした権威的な国家主導の環境政策は、「グリーン権威主義」とも称され（Yeo& Neo 2010）、また政府主導での市民参加型「環境ガバナンス」の限界も指摘されている（Han 2017）。しかしながら経済と環境の両立を実現するガバナンス事例として、一つのモデルを提供している。本研究では、環境政策の経済的役割を具体的に明らかにし、両者を統合させるガバナンスモデルの仕組みを明らかにしていくことを課題とする。

III 研究方法：シンガポールは独立後一貫した一党支配体制、強力な官僚機構と汚職の少ない効率的な官僚制度、高い経済的自由度と社会的統制の共存（限定された民社主義とソフト権威主義）といった社会構造を持つ。また国家持株会社テマセク社は世界的に評価される民間的ガバナンスを展開し、それは「企業ガバナンスと国家ガバナンスの連続性」を示す存在である。つまり**国家が戦略的に経済と企業をリードするモデルを提示している**。このシンガポールの特殊な社会構造が経済社会にいかに関与を与えるかをみる「制度＝ルール規範や社会の仕組み」を検証する。特に、同国の国家運営は「制度化されたガバナンス」とも捉えることができ、環境政策もこうした制度の敷衍で展開されており、従来の研究に基づき発展させる形で検証を行うものである。

IV 研究結果と考察：1. 国家ガバナンスと環境施策の融合：シンガポールにおける環境政策は、経済発展の段階に応じて、包括的かつ戦略的に構築されてきた。特に 1992 年策定のシンガポール・グリーンプラン (Green Plan) は、国家の環境目標を明確化し、都市計画やインフラ整備と連携した長期的政策フレームワークとして機能している。これらの環境施策は単独で展開されるのではなく、国家ガバナンスの枠組みのなかで経済社会と関連しながら進められており、成果主義型官僚制度や政治的意思決定が大きく関与している。**2. 多様なステークホルダーの参画「環境ガバナンス」の実態：**近年シンガポールの環境政策は、経済の中でより広義の「サステナブル戦略」として位置付けられている。政策の形成と実行において、多様なステークホルダーの参画が促進されている。具体的には、企業、学術機関、地域・市民社会などが政策形成プロセスに関与し、政府はそれらの意見を反映させる仕組みを整備してきた。このような包摂的な政策展開は、従来のトップダウン型行政とは異なり、「環境ガバナンス」という新たな国家運営のモデルを形成している。一方で管理されたコンセンサスを形成しているとの指摘もある。**3. 国際的評価と他国との比較(権威主義環境政策の考察)：**同国は環境パフォーマンス指数 (EPI) や世界ガバナンス指標 (WGI) において、いずれも世界的高い評価を受けている。また権威主義を指摘されつつも経済自由度指数 (IEF) は高い。一般に、経済発展 (工業化) が進むと環境問題が生じることから、両者には相関があるとされる。また経済がより発展して民主主義が発展するとガバナンスが効果的に機能し、政府は環境問題に対しても積極的施策を取ると考えられる。多くの途上国では、工業化とともに環境問題の対応が要求されるが、民主主義の発展度や行政能力によって環境政策の効果に大きな差が生じている。以上からシンガポールの権威主義体制が国家ガバナンスに効率性を生み出す事例であり、その環境政策も独自の運営のあり方を示している。

V 結論：本研究は、シンガポールの経済発展と環境政策の両立が強力な政府主導性と高い国家ガバナンス能力に支えられているとの点を明らかにした。独立直後から今日に至るまで、一貫して先進的な環境整備と持続可能な都市政策が追求され、その実績は国際的にも高く評価されている。それはソフトな権威主義と称される政府主導のメリットが奏功した結果であるが、他方で真の民主主義や国民の包摂性という視点で指摘もなされる。しかしながら、シンガポール型環境政策は、単に官僚・行政中心ではなく市民コンセンサスを重視する視点も導入し、完全な権威主義統治体制とは異なっている。今後、持続可能な発展を志向する途上国において、重要な政策の手がかりとなると思われる。また同じ権威主義国家のトップダウン型環境施策を徹底している中国の差なども今後検討される課題である。

参考文献

1. 中村みゆき (2023) 「シンガポールにおける『環境ガバナンス』とサステナブル戦略 - 国家イニシアティブと公的部門の役割」 『創価大学経営論集』 46 巻 1 号
2. Han, H-K (2017) *Smart Green Cities: Singapore's Urban Sustainability Strategy*, Urban Studies.
3. Lee, K.Y. (2000) *From Third World to First: The Singapore Story 1965-2000*, HarperCollins
4. IMF (2021) *Singapore: Selected Issues - Green Finance*, eLibrary.
5. NEA (1992) *Singapore Green Plan 1992*. Government of Singapore.
6. Neo, H & Pow, C-P (2015) *Greening Singapore: A Model of State Environmentalism?*, Singapore Journal of Tropical Geography.
7. Rodan, Gally (2021) Consultation as Non-Democratic Participation: Singapore and its Implications, Baogang He et al (eds), *Deliberative Democracy in Asia*, Routledge.
8. Tortajada, Cecilia (2006) *Water Management in Singapore*, International Journal of Water Resources Development.
9. Urban Redevelopment Authority (2021). *Singapore Green Plan 2030*.
10. World Bank. (2020). *Worldwide Governance Indicators*.
11. Tan, E. (2014). "Environmental Governance in Singapore: A Model of Strong Government and Inclusive Participation." *Asian Journal of Public Affairs*, 7(2)
12. Yuen, B. (2011), *Eco-city Planning: Policies, Practice and Design*

発表者プロフィール (共同発表者を含め 400 字以内)

創価大学経営学部、経済研究科教授。博士(経済学)。専門分野は証券金融、企業財務論、ガバナンス論。1998 年西日本工業大学専任講師。2002 年創価大学専任講師、2012 年教授、現在に至る。所属学会は証券経済学会、日本経営学会、アジア政経学会など。著書『政府系ファンドの投資戦略と投資家動向: シンガポールの事例を中心に』財務経理教会, 2013 年。

発表論題（和文）	「小型竹バイオマス発電の燃料調達コストに関する一考察」
発表者氏名・所属（和文）	金 浩 法政大学大学院公共政策研究科サステナビリティ学専攻 D2
発表論題（英文）	A study on fuel procurement costs for small-scale bamboo biomass power generation
発表者氏名・所属（英文）	Hao Jin Sustainability Science major of the Graduate School of Public Policy and Social Governance of Hosei University
（共同研究の場合）共同研究者氏名・所属（和文）	
キーワード（4語）	小規模分散型、改質コスト、

発表要旨本文

I 研究目的/問題意識：

竹バイオマス燃料調達コストが比較的に高い問題は、竹バイオマス発電が普及しない主な原因の一つとされる。最も、竹バイオマスに近似する木質バイオマスにおいても、その燃料調達コストが全体の7割にせまることが判明され、発電企業の採算性を維持するには一定の発電規模が必要とされている。一般に、日本の竹林は小規模分散型であるとされる。ゆえに、木質バイオマス発電の採算条件にあわせた大規模の竹バイオマス発電は、非現実的とされる。そこで、発電規模の小さい小型竹バイオマス発電が対案となる。しかし、今度は発電企業の採算性の維持問題が課題になるが、その課題の解決にも、竹バイオマス燃料調達コストの削減が主要な役割を担う。よって、本研究では、小型竹バイオマス発電経営の死活問題となる、燃料調達コスト削減問題の解決方法を探ることを目的とする。

II 先行研究レビューを踏まえた研究課題：

先行研究における、木質バイオマス燃料調達コストの組成には、造林コストが反映されていないことがわかった。また、重機を利用することが多いのに対し、その生産、稼働、廃棄などに関わるコストも反映されていないため、事実上、木質バイオマス燃料の調達コストはもっと高いはずであると考えられる。また、樹木と違い、竹は比較的に容易に育成できることから、竹バイオマス燃料調達コストのポイントは、竹が空洞であるゆえに運搬効率が悪いこと、チップ化の際刃が傷みやすいこと、さらには、KやCLの濃度が高いために必要な改質のコスト（水や特許使用料、乾燥費用など）であり、それらの軽減方法が主な課題になる。

また、発電企業の採算性を考慮すると、木質バイオマス発電の採算性研究で明らかになったように、一定の発電規模が条件となるが、小規模、分散型の竹林の現状を考慮すると、竹バイオマス発電は、小型が望ましいが、その採算性の維持にも、燃料の調達コストの軽減方法が必要不可欠になる。

III 研究方法：

竹バイオマス発電、特に小型竹バイオマス発電の事例が乏しい現状において、まず、比較的に事例が多く、先行研究が進んでいる木質バイオマス発電の燃料調達コストに関する研究成果からその組成を考察した。次に、竹バイオマスの燃料コストの組成を示す資料が乏しいことから、先行研究や事例の研究成果を参考に、竹バイオマスの燃料コストの組成を再構成した。

また、本研究では、損益分岐点の計算式を用いて、竹林規模と発電規模、及び竹バイオマス燃料調達コストの関係を概観できるグラフを作成し、特定の竹林地域における小型竹バイオマス発電の採算性に必要な発電規模や竹バイオマス燃料調達コストの条件を探った。

IV 研究結果と考察：

【研究成果】

先行研究や事例の研究成果を参考に、竹バイオマスの燃料コストの組成を再構成した結果、木質バイオマスとの違いを明らかになり、竹バイオマスの燃料調達コストが、木質のそれと同等または、より安くなる可能性が見えてきた。

また、損益分岐点の計算式を用いて、竹林規模と発電規模、及び竹バイオマス燃料調達コストの関係を概観できるグラフを作成し、特定の竹林地域における小型竹バイオマス発電の採算性

に必要な発電規模、および竹バイオマス燃料調達コストの条件を初歩的に判断ができることを確認した。さらに、小型竹バイオマス発電の採算性の維持には、竹バイオマスの燃料調達コストの削減が絶対条件であり、その上、周辺の竹林の規模にあわせ、できる限り発電規模を大きくすることが望ましいことがわかった。

【考察】

今後、ポストFITのことも念頭に、竹バイオマス発電企業のありがたそのものを根本的に変え、竹林所有者や地域住民が経営の主体になることで、竹バイオマス燃料調達を発電企業の外部調達から、内部調達に切り替えることで、竹バイオマス燃料調達コストをなくすことは不可能だろうか。これこそが、小型竹バイオマス発電が直面する問題の根本的な解決策ではないかと考える。

V 結論：

小型分散型の竹林地域に適する、小型竹バイオマス発電の燃料調達コストを下げるには、①竹の伐採後、チップ化、改質、及び乾燥などの燃料化作業をできる限り発電所に近い域内で行うことで、運搬コストや人件費を下げる改善策、及び②ポストFITに備え、竹林所有者と地域住民が経営主体となることで、調達コストを無くすという根本策がある。

参考文献

- 浅田龍造・海邊健二・大友順一郎・山田興一 2017年「木質バイオマスの生産コスト構造とその低減策」日林誌(2017)99:187-194
- 中島章文 2002年「竹材生産業者の現状と竹林管理の実態—京都府亀岡市を事例として」森林応用研究11-1, 2002: 2
- 三菱総研 2019年「鹿児島県竹バイオマスエネルギー利用可能性調査報告書」
- 柳田高志, 吉田貴紘, 久保山裕史, 陣川雅樹 2015年「再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用した木質バイオマス発電事業における原料調達価格と損益分岐点の関係」Journal of the Japan Institute of Energy, 94, 311-320 (2015)
- 山口県平成28年「平成27年度未利用竹資源収集・運搬・燃料化システム実証事業 事業実施報告書」
- 山形県森林研究研修センター平成29年「孟宗竹栽培管理マニュアル(山形県版)」
- 林野庁平成30年「竹の利活用推進に向けて」

発表者プロフィール (共同発表者を含め 400字以内)

中国東北吉林省出身。

1999年、公務員を辞職し来日。東京都台東区の会社で貿易及び中国工場管理を担当する。2010年、独立し竹繊維製品の卸業を営む。2017年、環境問題を体系的に学ぶべく、法政大学人間環境学部に入學。

2021年、竹バイオマスの燃料利用について研究を進めるべく、法政大学大学院に進學。同時期に(株)環竹を創業し、持続可能な竹バイオマス発電の経営および竹バイオマス燃料利用の実践的研究を目指す。

2024年現在、法政大学大学院公共政策研究科サステナビリティ学専攻 D3 在籍。竹バイオマス発電の経営及び竹バイオマス利用を持続可能にする条件の研究に取り組んでいる。

発表論題（和文）	日米欧台企業のTCFD開示比較(2022・2025)からの考察と今後の研究課題
発表者氏名・所属（和文）	竹原正篤・法政大学
発表論題（英文）	A Comparative Study of TCFD Disclosures by Japanese, U.S., European, and Taiwanese Companies and Future Research Issues
発表者氏名・所属（英文）	Masaatsu Takehara, Hosei University
共同研究者氏名・所属（和文）	川村雅彦・株式会社 Sinc 統合思考研究所所長・首席研究員
キーワード（4語）	TCFD, Climate change, Disclosure, Comparative study
<p>I 研究目的/問題意識： TCFD(2017)は「提言発表後約5年の時間軸で、企業が気候変動に関連する財務上のリスクと機会を把握することが企業の戦略計画とリスクマネジメントの自然な一部分になる」と期待表明した。TCFD(2022)はTCFD提言を基に情報開示を行う企業が順調に増加しているとした一方で、開示項目、地域、産業間で開示にばらつきがあり、気候関連リスクの財務影響の定量的な開示が未だ限定的等の課題を指摘している。日本企業はTCFD提言の発表後、賛同表明が相次ぎ、提言の枠組みに沿った開示を行う企業が増加したが、開示内容を読むと日本企業もTCFD(2022)が指摘したような課題を抱えていると思われた。そこで、提言発表後5年目となる2022年に日本企業のTCFD開示の実態を欧米企業とケーススタディによる質的研究を通じて比較分析した。その結果、①取締役会の関与、②気候リスクの全社リスクマネジメントへの統合、③財務インパクトの開示、の3つの分野で日本企業の開示が相対的に遅れているのではないかと仮説を導出した。前回研究の実施後2年が経過し、この間、欧州においてはCSRDに基づくESRSの運用が開始され、日本においてはTCFD開示フレームワークを採用した有価証券報告書におけるサステナビリティ情報開示が制度化される等の外部環境が変化したため、今回、2024年度のTCFD開示情報を調査し、2022年度研究時に日本企業の課題として指摘した3つの仮説がどのように変化したのかを分析した。</p> <p>II 先行研究レビューを踏まえた研究課題： 先行研究は、TCFDフレームワークが企業の気候リスク管理を改善する(Griffin et al. 2023)という指摘がある一方、企業は重要なリスク情報の開示を避ける傾向があり(cherry-picking)、自主的な情報開示では十分でなく、規制当局は気候リスク情報の強制開示を検討すべき(Bingler et al. 2022)等、様々な課題を指摘している。本研究を開始した2022年の時点では、日本企業を含めた業種・国・地域別の比較研究が存在しなかったため、先行研究を踏まえつつ、まずは日本企業と海外(欧米台)企業のTCFD開示の内容を複数の業種で比較・分析し、差異を明らかにすることにした。2025年の研究では、企業のサステナビリティ経営には制度要因が影響を与えるとのAdolph et al. (2024)等の先行研究を念頭におきながら、各社の開示内容の変化を分析した。</p> <p>III 研究方法： ・研究手法として、ケーススタディを通じた理論構築を目指すEisenhardt(1989)の質的研究のフレームワークを参考にし、ランダムサンプリングではなく理論的サンプリングとして分析対象企業を選定した。理論的サンプリングの選定は、GPIFが2022年3月に発表した「優れたTCFD開示」に選定された13社(日本企業5社、欧州企業4社、米国企業3社、台湾企業1社)を中心に1業種で3社を比較分析できるよう5社を追加し、最終的に6業種18社を分析対象とした。 ・分析方法は、TCFDフレームワークの4分野・11項目をさらに細目化した38項目に、独自の評価項目として「事業特性を反映した気候変動対策の戦略性」を1分野加えてスコアリング(0-5点)を行い、5分野の平均値を算出して評価した。</p> <p>IV 研究結果と考察： ・2024年度の開示情報を基に2022年度と同じ6業種18社のTCFD開示を評価したところ、2022年の調査で仮説として導出した日本企業の3つの課題のうち、①取締役会の関与と②全社リスクマネジメント態勢への統合に関してはスコアが改善していた。開示内容上は、取締役会の気候変動対策への関与度は高まり、全社リスクマネジメント態勢への統合は進んだと判断された。これは、2023年3月期決算から有価証券報告書上でサステナビリティ情報の開示が制度化され、ガバナンスとリスクマネジメント分野の開示が義務化されたことが影響している可能性がある。ただ、欧米企業のように取締役会が自社の気候戦略を主導するような動きは日本企業では見られない。③財務インパクトの開示は、企業間で開示内容にばらつきがあった。これは、財務インパク</p>	

トの開示がサステナビリティ情報開示の中で義務化されていないことが影響している可能性が考えられる（自主的な情報開示では企業が開示内容を恣意的に選択する傾向を指摘した Bingle et al. (2022)や Griffin et al. (2023)等の先行研究の指摘と整合的）

- 直近の先行研究は別視点からの分析の必要性を指摘している。Jiang et al. (2025)は、2020年を目標年とした世界の1041社のGHG排出削減目標の達成状況を調査し、企業がどのような説明を行っているかを分析。その結果、30.7%(320社)が達成状況の報告をしておらず、うち6割の企業は目標未達成の可能性が高いことを明らかにした。これらの説明責任を果たしていない企業は日本企業が最も多かった。今回の研究で事例研究した日本企業6社を「説明責任」の観点から評価した場合、説明の回避等は見られなかったが、今後は態勢や取り組み内容の評価だけでなくパフォーマンスと説明責任の観点からも企業を分析すべきと考えられる。

V 結論：

- 2022年の調査時に欧米企業のTCFD開示の比較の上で仮説として提示した日本企業の3つの課題のうち、取締役会の関与、気候リスク管理の全社リスクマネジメントへの統合についてはスコアが改善したことから一定の進展があったと考えられる。しかし、記述内容の分析から取締役会が気候危機に対して果たしているリーダーシップについてはいまだ欧米企業と日本企業には差があると考えられる。財務インパクトの開示については企業間でばらつきがあるが、全体的により精緻な開示が求められる。
- 大手企業であればTCFDの4分野11項目を満たす対応は一通り完了したと思われるが、これから問われるのは、GHGの継続的な削減等の実績とそれに対する経営の説明責任である。直近の先行研究もこの点を分析する必要性を示唆している。この点においてもガバナンスの関与が鍵になると考えられる。
- TCFDは2023年9月に解散し、TCFD開示フレームワークに基づく企業の開示のモニタリングはIFRS財団が引き継いでいる。TCFD開示フレームワークはISSB S2に採用され、日本では2025年3月にSSBJがサステナビリティ開示基準を発表し、任意適用が始まった。今後制度化が見込まれている。この過程で、企業の気候関連を含む企業のサステナビリティ情報の開示は進むと思われるが、制度化の動向を見ながら、企業の気候変動対策の実効性と説明責任に焦点を当てた研究に取り組み、実効性の高い気候変動対策を行う説明責任を果たしている企業の要素を仮説として抽出したい。

<主要参考文献>

- Adolph, J., & Beckmann, M. (2024). Corporate sustainability strategy: From definitional ambiguity toward conceptual clarification. *Business Strategy and the Environment*, 33(5), 4708–4729.
- Bingle J.A.; Kraus M.; Leippold M.; Webersinke N.(2022) Cheap talk and cherry-picking: What ClimateBert has to say on corporate climate risk disclosures *Finance Research Letters* Vo.47
- Eisenhardt, K. M. (1989). Building Theories from Case Study Research. *Academy of Management Review*, 14(4), 532–550. Table 1 Process of Building Theory from Case Study Research
- Griffin, P. A., Lont, D. H., & Sun, E. Y. (2023). Climate risk disclosures and global sustainability initiatives: A conceptual analysis and agenda for future research. *Business Strategy and the Environment*, 32(2), 509–523.
- IFRS Foundation (2024) Progress on Corporate Climate-related Disclosures—2024 Report
- Jiang, X., Kim, S., & Lu, S. (2025). Limited accountability and awareness of corporate emissions target outcomes. *Nature Climate Change*, 15(3), 279–286.
- TCFD (2017) Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures Final Report.
- TCFD (2022) “Status Report”

発表者プロフィール

竹原正篤：法政大学人間環境学部英語学位コース(Sustainability Co-creation Program)特任准教授
日経統合報告書アワード一次審査員
(共同研究者 (2022年研究)：川村雅彦 株式会社 Sinc 統合思考研究所所長・首席研究員)

発表論題（和文）	カーボン・クレジットの創成形態と会計基準の変遷～現状と課題～
発表者氏名・所属（和文）	村井 秀樹・日本大学商学部
発表論題（英文）	“Creation Models of Carbon Credits and the Transition of Accounting Standards: Status Quo and Future Challenges”
発表者氏名・所属（英文）	MURAI, Hideki College of Commerce, Nihon University
（共同研究の場合）共同研究者氏名・所属（和文）	
キーワード（4語）	「キャップ&トレード型」排出権取引、環境クレジットの会計基準、推定的債務、ASU案
<p>発表要旨本文</p> <p>I 研究目的/問題意識： 企業の自主的な参加による排水量取引を行う GX リーグが 2023 年度から試行開始されている。この第 2 フェーズとして 2026 年から排出量取引制度を本格稼働させる。さらに第 3 フェーズとして、2033 年度には発電事業者を対象とする「有償オークション」の段階的導入を実施することが予定されている。この排出量取引制度は、カーボンプライシングの 1 つとして導入されている。カーボンプライシングとは、企業等が排出する CO₂ に価格（外部不経済の内部化）をつけ、それによって排出者（主として企業）の行動を変容させるものである。炭素税と排水量取引制度は、CO₂ 削減に同じ効果をもたらす。しかしながら、「キャップ&トレード型」の排出枠の割り当てを、「負債＝削減義務量」として捉えることに、企業側が反発し、2004 年 IFRS の IFRIC（解釈指針）No.3, IFRIC 3-<i>Emission Rights</i> が廃案になって以来、国際的に統一されたカーボン・クレジットの基準が存在していない。</p> <p>そこで、約 20 年ぶりに FASB から出された会計基準更新案（ASU 案：<i>Environmental Credits and Environmental Credit Obligations (Topic 818)</i>）の公開草案の内容を吟味し、この会計基準が企業の行動に変容をもたらすのか。また投資家の投資意思決定に変化をもたらすのかを検討することが、本研究の目的である。</p> <p>II 先行研究レビューを踏まえた研究課題： FASB は、2024 年 12 月 17 日、環境クレジット・プログラムの会計処理に関するプロジェクトの一環として、会計基準更新案（ASU 案：<i>Environmental Credits and Environmental Credit Obligations (Topic 818)</i>）の公開草案を公表した。コメントの提出期限は 2025 年 4 月 15 日までであった。このプロジェクトの目的は、環境クレジットおよび必要に応じてそれによって決済される環境クレジット義務に関する認識、測定、表示、開示の会計要件を明確にし、改善することにある。現行の米国会計基準（US GAAP）のみならず、国際会計基準でも、環境クレジットや負債の会計処理について明確なガイダンスが存在していないからである。特に、有償オークションを伴う、「キャップ&トレード型」の排出量取引における負債の認識をめぐって、この 20 年以上、議論が止まっている。</p> <p>一方、東証では排出量取引が始まっている。取引される排出権は Jクレジットである。しかし、その取引量は非常に少なく、市場の流動性も小さい。この理由は、何であろうか？また、2033 年での「有償オークション」での排出量取引は、活発な市場となるのであろうか？加えて、理論上、「排出枠」にどのような会計処理を適用すべきかを考える。</p> <p>III 研究方法： 排出権取引会計基準のこれまでの経緯と、カーボン・クレジットの実務上の認識・測定上の会計処理のばらつきの問題点を指摘したい。その上で、ASU 案での、投資家への影響（環境クレジットの財務会計での理解可能性や比較可能性）を考察する。</p> <p>① 日本の排出権取引の現状と会計基準の対応について検討する。</p>	

- ② 会計基準がもたらす企業経営の変容や投資家の投資行動の変化、日本の国家財政への影響や制度設計上の留意点を考察する。

IV研究結果と考察：

企業が環境目標の達成や排出規制対応のために、様々な環境クレジットを創成・取得するケースが増加する中、ASU案が企業の財務報告に与える影響は大きい。このASU案では、クレジットの用途（コンプライアンス、交換、自主的使用）に応じた分類と処理を求めている。提案されたASU案の主要な規定に加え、付録に示された意思決定ツリーは、環境クレジットおよび環境クレジット義務の適切な会計処理を判断する上で有用な参考資料となる。

しかし、問題点もある。その用途はクレジットの有効期間中に経営陣の意図により変更される可能性がある。すなわち、それが会計上の測定や財務諸表にも影響するのである。このため、企業は意思決定に関する明確なプロセスと管理体制を構築する必要がある。

この提案において、企業が特定の気候目標またはターゲットを達成するというコミットメント、すなわち、企業が自らに課した目標の結果としてのみクレジットを取得および使用する場合、「企業の自身に対する義務は負債にはなり得ない」ため、負債は存在しないと考えている。このような考え方は、20年前の議論に戻ったと言わざるを得ない。

V結論：

2033年に日本で「有償オークション型」の排出量取引制度が導入される。現在、ASBJ（企業会計基準委員会）が公表している実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」において当該制度の会計処理を取り扱っていないことから、この会計処理の検討・設定が必須である。その際には、ASU案は適用できない。したがって、「キャップ＝排出枠」を「負債」として捉えることができなければ、資産除去債務会計で用いられる「推定的債務」の概念を用いて「負債」同等と考えなければ、「有償オークション型」の排出量取引制度導入自体が廃案となる可能性が高いと思料される。このようなことになれば、企業の行動変容や投資家の投資行動に、影響を及ぼさず、ひいては地球環境の改善につながらないのである。

参考文献

- ・会計制度委員会研究報告第17号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告－気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応－」
- ・「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」(2025年2月18日閣議決定)
- ・「GX実現に資する排出量取引制度に係る論点の整理(案)」(2024年12月19日内閣官房GX実行推進室)
- ・「GX実現に資する排出量取引制度の法的課題とその考え方についての報告書」(2024年12月18日経済産業省GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会)
- ・「令和5年度排出クレジットに関する会計・税務論点等調査研究報告会」(一般財団法人地球産業文化研究所 令和5年度排出クレジットに関する会計・税務論点等調査研究委員会)

発表者プロフィール

村井 秀樹 (むらい ひでき)

〔現職〕 日本大学商学部教授

ポーランド・ウッジ大学招聘教授、カナダ・Waterloo大学客員研究員

〔学歴〕 日本大学大学院商学研究科博士前期課程修了

東京大学新領域創成科学研究科博士後期課程単位取得退学

〔専門分野〕 環境会計論、財務会計論

発行 2025年5月24日
発行者 認定特定非営利活動法人 環境経営学会
(日本学術会議協力学術研究団体)
東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター (株)国際文献社内
e-mail : smf@smf.gr.jp URL : <http://www.smf.gr.jp/>
編集 環境経営学会 2025年度研究報告大会 大会実行委員会
実行委員長 白鳥 和彦 (武蔵野大学)
委員 長谷川浩司 (理事・行事委員長)、木村 則昭 (理事)、
野村 佐智代 (理事)、浜野 隆行 (理事)、丸山 秀一 (理事)、
宮崎 智子 (理事)、森田 裕行 (理事)、花田 真理子 (理事)